

(平成10年前半 沖縄の自己破産)

北上事件能

「全国一のあまじせ
一の破産公団！」

沖縄県司法書士会

北上事件

もくじ

1. 発刊にあたり	1
2. 緊急調査報告	11
3. 調査結果表	19
4. 参考資料	
①平成8年司法統計	31
②1万人あたりの貸金業者表	33
③平成8年度年間の苦情件数	37
④法律の規定	39
⑤新聞記事	43

発刊にあたり

平成10年 9月

沖縄県司法書士会

全国1の破産多発県へ

沖縄県司法書士会は、去年10月7日に緊急記者会見を行い、沖縄における自己破産件数がひきつづき急増していることを報告し、「もはや非常事態である」と強調しました。そして、当会会員の取り扱った自己破産申立者の状況を分析し、当会として次の取組を約束しました。

- ① 多重債務者の法的救済のため、全会員が破産手続や調停手続を受託できるように努力する。
- ② 多重債務者の相談活動を強化し各団体や行政機関等の相談事業との連携を強める。
- ③ 消費者教育を各団体で徹底するよう呼びかけ、会として要請に応じて無料で講師を派遣する。
- ④ 多重債務者問題での講演会、相談会を引き続き実施する。

こうした県司法書士会の取り組みが一定の評価を受け、ある新聞社の社説では「（司法書士会の）地道な努力は続いている。その努力を行政も含め多くの機関で支える時期ではないのか」と報じられました。この社説に代表されるように、県下の自己破産＝多重債務者の激増問題について多くの県民の関心が寄せられるようになってきました。県司法書士会にも、行政機関や学校現場をはじめとして多種多様な機関、団体から

の講演要請が寄せられ、発行した1000部のパンフレットは数カ月で底をついてしまいました。

また、当会は同記者会見で、「このまま推移するならば、本年の破産申立件数が1000件を超える可能性がきわめて大きい」と指摘しました。恐れていたとおり、当会の調査では去年の新規破産申立件数は1025件となり、1000件の大台を突破しました。一部に法人の破産も含まれていますが、個人破産が圧倒的のは明らかです。「全国でも破産の少ない県」と言われた沖縄県で、平成6年以降は全国の伸び率を大幅にうわまわり自己破産者が急増しているのです。人口1万人比での破産件数で、平成8年に沖縄は全国で12位でした。平成9年の破産件数を同指標に当てはめると、沖縄は全国で第3位の破産県ということになってしまいます。(資料は末尾に掲載)

では、本年はどうでしょうか。当会多重債務者相談実行委員会は、本年6月30日に、県下各地方裁判所(支部)の新規破産申立件数を調査しました。その結果、本年も去年以上に破産申立てが殺到していることが明らかになりました。地裁・支部ごとの新規申立件数は「報告書」に紹介してありますが、地裁本庁の増加率が去年の同月比で146%となっています。このままですると、本年の新規破産申立件数は1400件台になることが予想されるのです。沖縄が、全国でも有数の破産多発県になっていること、さらに「全国1の破産県」になる恐れがあることを指摘せざるを得ません。

本年の実態調査 = 295件

当会は、平成6年から沖縄の新規破産申立者の実態調査を続けてきました。こうした調査は、申立書を受理した裁判所が行う他はなかなか困

難なものです。裁判所の調査でも、債務者から時間をかけて聴取できる訳ではありません。ですから、債務者と面談し破産宣告申立書を起案した当会会員からの調査結果は、かなりの正確性をもっていると確信しています。調査の件数を増やし、より正確に分析することが課題でした。

本年は、1月1日から6月30日までの新規破産申立者についての調査を行いました。この間の県下の破産申立件数が614件で、調査に回答した件数が295件ですので、総件数の48%の調査結果となり、これまで最高の調査比率になっています。回答を寄せてくれた会員も全県各地に及んでいます。それだけに、これまで以上に県下の破産申立者の実情を正しく反映する調査内容であり、全県下の傾向を正しく反映していると確信するものです。

注目すべき特徴

調査結果の詳細は、後記の「報告書」に譲りますが、ここでは浮き彫りになった特徴について報告します。そして、この「特徴」が、今後いっそく県下の破産申立件数が急増する可能性を示唆していることが重大であり、当会が注視し、危惧を深めているところでもあります。

1、長引く不況の影響が色濃く現れていることです。

「平成不況」と言われて久しくなりますが、今年の調査では不況の影響が色濃く現れていることがなによりもの特徴です。下記のとおり、中小企業や営業の倒産、それに伴う解雇等により家計の柱である中高年者の収入が激減し、結果として借金に追われる生活に陥って破綻する姿が明らかになっています。

- ① 男性の破産者が確実に増加（去年30%、今年37%）し、しかも

男性では社会の中堅層である30代から50代が全体の72%を占めています。

- ② 破産前後の離職経験者133名のうち、倒産や解雇の割合が41%を占めています。
- ③ 自営業者の破産が増えていることです。（去年11%、今年17%）

2、社会的な弱者が破綻する傾向が顕著です。

不況は社会的な弱者により厳しいことは明らかです。例年の調査以上に生活の困窮が借金生活に陥る引金になったことが現れています。

- ① 破産前の職業の調査では、「無職・主婦」層が2倍近くに増加しています。（去年 8%、今年 14%）
パート・アルバイト層を含めると23%で、不安定な収入層が全体の約4分の1を占めています。
- ② 生活保護所帯、母子家庭も合わせて16%に及んでいます。
- ③ 本人が病気（29、5%）、家族が病気（16、6%）と、一家に病人を抱えたことが借金の引金（又は増加）になり、破産に至った所帯が46%にもなり、破産者の約半分にもなっています。
- ④ 単身者家庭では、若年者よりも高齢者もしくは離婚による単身家庭の破綻が目立ちます。
- ⑤ 借金の原因も、引き続き生活費補填をあげた債務者が82%でトップであり、生活の困難から借金に手をだす傾向が指摘できます。

3、若年女性の破産申立件数が確実に増加していることです。

去年、はじめて20歳代と30歳代を合計した新規破産申立者が50%に達しました。最初の借入から破産に至るまでに過半数が7年以上の期間を経過しているとの調査結果ともあわせて考えると、若い世代での

借金が増加していることが重要な問題だと指摘しました。

今年の調査では、20代の破産申立者は全体の20.4%と微増ではありますかが去年よりも増加しています。特に、20代の女性が22.5%と増加しているのが特徴になっています。無人契約機の増加、タレントを動員した若年層、特に若い女性をターゲットにした業者の広告宣伝の問題も指摘されなければなりません。

4、借金問題が、都市部だけでなく全県各地に広がっていることもさらに明らかになりました。

宮古、八重山まで無人契約機が設置されるようになり、さらにテレホンキキャッシングの普及により、借金に苦しむ県民が全県各地で増加していることが明らかになりました。破産者は都市部が主ですが、離島を含め全県下にわたっています。

- ① 那覇市が圧倒的だが相対的に低下。（去年54%、今年46%）
- ② 宮古でも初めて破産申立てが提出されています。

5、サラ金業者等の過剰融資がますます横行しています。

業者の過剰融資の問題が指摘され、大蔵省の指導で一部の業者で「自粛」の動きも報道されていますが、県下の実態は過剰広告とともに過剰融資が横行していることを示しています。

- ① 破産者の借入件数では、6件から10件が最多ですが、47%の債務者が10件以上の借入れになっています。
- ② サラ金業者の利用者が98%と突出しており、一人平均で7社からの借入れになっています。金額も258万円であり、貸金業規制法が禁止している過剰融資が横行していることが分かります。
- ③ 日掛業者からの借入れた債務者も18%もあり、平均8社から26

9万円の借入れでサラ金業者を上回っています。超高金利の日掛金融に手をだすと借金が雪だるま式に膨れあがることがわかります。

④ 破産者は、平均11、5業者からの借入れで、負債総額は金702万円で破綻していることが分かります。

6、「返済のための借金」で雪だるま式に多重債務へ陥っています。

① 返済に詰まると、別の業者から借金をして返済にまわす自転車操業が後を絶たない状況も明らかです。借金の目的に「借金返済」と答えた債務者が82%に及んでいます。

② その際、銀行系カードや大手サラ金業者への返済に詰まって中小のサラ金業者に手をだし、取立てに追われるうちにより高利の金融に手をだしてしまう傾向が明らかです。これを支えるのが人口比全国1位の県下の貸金業者数であり、「借りれる所が多い」ために最初の借入れから破産に至る年月も長くなり、借金総額も多額になることが分かります。

③ なお、近年、住宅ローンの支払いに窮してサラ金からの借金に手をだす傾向とあわせ、悪質不動産業者等の甘言に誘われ「住宅ローンを組んで借金返済を」とオーバーローンを組んだ債務者の破産手続が目に付くことも指摘されます。

7、連帯保証や名義貸しの問題も重要です。

① 数年前から「保証人や名義貸し」が原因の一端をなす破産者が急増していることを重大な問題として指摘してきました。本年の調査においても、66名(22%)の債務者が借金の原因にあげています。

② こうした「誤った援助」を反映し、破産者の家族で借金に巻き込まれて破産や調停を余儀なくされた者が80名(27%)にも及んでいる事

は重大です。法的救済処置と結びつかない「援助」が、援助者自身の経済的な破綻にまで進むことを強調しなければなりません。

- ③ 同時に、業者の過剰与信（過剰融資）の結果として、みるべき収入もない者でも「保証人や名義貸し」が可能になっている現状を指摘せざるを得ません。アルバイト中の子供が親の多額な事業資金借入れの保証人にされたり、若い女性が交際者から事業資金用にサラ金からの借入れの名義人にされた例もあります。
- ④ 業者の過剰融資と結合したひどい例は、若年者にサラ金でカードを作らせ、これを数万円の謝礼で取得して金員を借入れるという詐欺事件の発生です。結局は名義人が支払う羽目になる訳ですが、業者の適性な貸付審査の欠落や過剰融資責任が不間にされているだけに、利用された若年者の責任だけを問うのは疑問との声も少なくありません。

8、不法、不当な取立てにより、債務者の家庭生活が完璧なまでに破壊されている実態が浮き彫りになっています。

- ① 自宅への電話での取立てを受けた者は91%に及んでいます。平均で11社からの借入れですので、遅延すると毎日数回（又は十数回）もの取立ての電話があることになり、平穏な家庭生活は完璧に破壊されることになります。
- ② 40%近くの債務者が職場への取立ても受けており、離職を余儀なくされています。自営業者への取立てでは、お店の前に車を横付けしたり、客の面前で返済を迫るなど、営業ができなくなる取立ても後を絶ちません。
- ③ こうして、62名（30%）の債務者が別居や離婚に追いやりられ、115名（39%）の債務者が退職等で職場を失っています。
- ④ 数値には表れていませんが、少なくとも借金が原因の一つと思われる自殺者も數名報告されています。

数倍する破産予備群

以上、沖縄において破産申立者が急増を続けていること、破産手続に救済を求める債務者の置かれている特徴について報告しました。

しかし、同時に問題なのは、沖縄においては破産予備軍ともいえる債務者が、破産者以上に激増していることです。

第1に、約定どおりの返済が困難になり、裁判所に救済を求めて債務弁済調停事件を選択する債務者が激増しています。後記資料(20P)でも明らかなどおり、平成8年の県下の貸金関係調停事件は4922件にも及び人口が約7倍の大坂府の件数(4664件)を実数でも上回っています。人口1万人比での貸金関係調停事件は、沖縄が38件で全国1位。2位の愛媛県が23件、最少の埼玉県は1件にもなりません。調停事件は、本年になってさらに激増を続け、本年は1万件に達するものと見られています。その中には調停では解決が困難も債務者も少なくないと指摘されています。

また、平成8年の支払命令事件が県下で8422件になっています。その多くがサラ金・クレジット業者からの訴えであることは疑問の余地もありません。この支払命令(本年から支払督促に変更された)の人口比件数では、沖縄は全国で第6位です。

これらの数値をみても、激増する破産者は県民の借金苦の氷山の一角でしかないこと、すそ野には破産者に数倍(または数十倍)する破産予備群がいることは明らかです。平成8年の司法統計による県下の破産件数、貸金関係調停件数、支払督促件数を単純に加えると14000件になります。これらの数値は、借金をかかえ、通常の支払いができなくなった状態の県民が如何に多いかを示しています。借金苦は、急速に県民各階層に、そして全県くまなく広がっていること、破産予備軍が急速に増え続けていることを指摘しない訳にはいきません。

全国クレ・サラ金被害者交流集会の 成功にむけて県民のご協力を！

本年11月7日、8日の2日間、沖縄において第18回全国クレジット
サラ金被害者交流集会が開催されます。当会は、いち早く同集会の後援を
決定し、沖縄弁護士会とともに同集会の成功のために全力をあげて準備に
当たっています。沖縄県司法書士会は、同集会の沖縄開催について次のように
位置づけ、本年の最重点事業として取り組みます。

第1に、当会が平成6年度から会の重点事業として取り組んできた県下
の多重債務問題に関する一連の事業の集大成となる好機としてとらえています。
全国と対比しても多重債務者が激増している沖縄で開催されるだけに、当会の培ってきた経験を紹介するとともに、全国各地の優れた取組を
学んで次年度以降の当会の事業に生かしていくつもりです。

第2に、自己破産の手続、債務弁済調停手続等について、当会会員が学
び日常の実務に生かす好機としてとらえています。深刻な不況も反映して
県下の多重債務問題はますます深刻になると思われます。同問題の解決の
ために法律実務家に求められる役割はますます大きくなっています。沖縄
交流集会に当会の多くの会員が参加し、全国の経験や最新の判例等を学ぶ
ことが司法書士職能としての社会的な義務でもあると考えます。

こうした意義を持つ沖縄交流集会だけに、沖縄県司法書士会は県民の皆
様のご参加も広く呼びかけます。特に、行政機関や市民団体等、県民生活
に密接な関係を持つ皆様、消費者教育に携わる皆様の参加を呼びかけ、沖
縄交流集会において共に交流されることを期待しています。同集会を契機
に、多重債務者問題についての幅広いネットワークができるものと確信す
るものであります。交流集会についてのお問い合わせは下記にお願いします。

実行委員会組織担当 電 836-0787 仲宗根茂司法書士

ミニ講演会と相談会の実施 高校卒業予定者への講演会も

当会は、平成6年から広く市民に呼びかけて「多重債務者相談会」を実施してきました。本年は、第18回全国クレジット・サラ金被害者交流集会も実施されますが、それに先立ち全県5会場で「ミニ講演会と相談会」を実施することを決定しました。実施要領は下記のとおりです。特に、今年の講演会では、多重債務の実態を知らせるだけでなく、実戦的な解決方法についての講演をおこなうことを重点としています。

(実施要領)

1、日時・会場

9月26日(土曜日)午後2時から午後5時

宮古会場 市立図書館(平良市)

八重山会場 大川公民館(石垣市)

10月4日(日曜日)午後2時から午後5時

那覇市会場 ゆうな荘

沖縄市会場 農民研修センター

名護市会場 名護中央公民館

2、実施方法

午後2時から午後3時 講演「借金苦の解決法」 講師 当会会員

午後3時から午後5時 個別相談会 相談員当会会員

また、若年者に借金問題が広がって居ることに踏まえ、県下の高等学校に卒業予定者を対象にした講演会の開催を呼びかけています。当会会員を無料で講師として派遣いたします。申込みと問い合わせは下記まで。

沖縄県司法書士会事務局 〒867-3526

緊急調査報告

平成10年 沖縄の自己破産

=平成10年前半 新規自己破産申立者の調査=

1998年9月

沖縄県司法書士会

多重債務者相談実行委員会

調査方法等

- ① 本年1月1日から6月30日までに県会会員が取り扱った自己破産申立件数（合計295件）を対象にした調査結果である。
- ② 同件数は、6月末現在の県下の地方裁判所（支部含）新規受付破産申立者614件の48%（約半分）に当たる調査である。当会の調査件数としても、これまでの最多件数である。
- ③ 調査に協力した会員は全県に及んでいるので、ほぼ全県的な傾向を掌握できる調査となっている。
- ④ 会員に、本年の破産申立者について、事情聴取や申立書記載事項から債務者一人一人についてのアンケート方式で回答を求めた。

報告方法

調査結果のコメントをおこない、その裏付けとなる調査数値等は、末尾にまとめて数値または図表として掲載しました。対照してご覧下さい。

調査結果の特徴

1、年齢別（第1表、第2表）

① 引続き、破産者申立者は全ての世代に渡っており、30～40代の社会の中堅層で深刻となっている。

※ 特に、40代の増加は、不況の反映と考えられる。

② 若年層での増加傾向も顕著になっており、特に20代での増加傾向は注目し重視する必要がある。

※ 無人契約機の普及や過剰広告の影響が指摘できるが、同時に若年層の就職・失業問題とも関連することが分かる。

③ 20代では、女性の割合が多いことが指摘できる。女性全体の約23%を占め、同世代男性の2倍強にもなっている。

※ 若い女性では、カードの名義貸しや悪徳商法による「消費財」の購入等も目につく傾向である。また、若い女性の就職難問題も反映している可能性が指摘できる。

④ なお、平成6年調査からの年代別推移は下記のとおり

	20代	30代	40代	50代
平成6年	15%	16%	28%	22%
平成7年	14%	28%	25%	15%
平成8年	17%	25%	27%	21%
平成9年	19%	31%	21%	17%
平成10年	20%	28%	26%	14%

2、男女別（第1表、第3表）

- ① 従来どおり、女性が圧倒的に多い。

※ 業者の営業が女性をターゲットにしている事が指摘できる。男性と比べ、20代と50、60代の多さが明らかである。

- ② 確実に男性の割合が増加していくことが注目される。

※ 特に、男性では30代と40代で61%を占め、不況による退職問題等を反映していると考えられる。

- ③ なお、平成6年調査からの男女別推移は下記のとおり

	男	女
平成6年	30%	70%
平成7年	34%	66%
平成8年	24%	76%
平成9年	30%	70%
平成10年	37%	63%

3、地域別（第4表）

- ① 破産者は都市部に集中しているが、同時に全県各地に広がっていることが指摘できる。

※ 全県下への広がりは、業者の営業店舗の展開、テレホンキャッシング等による営業の拡大の影響が大きいと考えられる。

- ② この調査は去年から始めたものである。全県的な傾向を示すと思われるが、地域における司法書士会会員の業務受託との関係では偏りも指摘できるので、本年1月から6月までの那覇地方裁判所（支部）の新規破産受付件数（会の独自調査）を紹介する。

那覇地裁本庁	386件（去年同月比 約146%）
地裁沖縄支部	196件（去年同月比 約139%）
地裁名護支部	27件（去年年間件数の45%）
地裁平良支部	1件（初めての破産申立です。）
地裁石垣支部	4件（去年年間件数の50%）

4、社会的弱者が借金苦に陥る傾向が明らかである。 (第5～8表)

- ① 破産時の平均収入は、15万円以下が85%を占める (第5表)
※ 平成9年は83%。平均月収7万2千円。
- ② 生活保護所帯が17名(5.7%)もいる。 (第6表附属)
※ 平成9年は19名(8.5%)
- ③ 単身家庭と母子家庭が、全体の33%を占めている。 (第7表)
※ 平成9年は68名(30%)
- ④ 住居も、賃貸住宅居住者が、全体の82%である。 (第8表)
※ 平成9年は182名(82%)
- ⑤ 本人や家族が病気をかかえている債務者が46%。 (第6表附属)
※ 平成9年は本人53名(24%)、家族47名(21%)であった。本人が病気のケースが増えている。

5、破産申立前後の職業 (第6表)

- ① 破産前(申立前6か月)の職業では、ほとんど全ての職種に及んでいることが分かる。
※ 公務員がいるのは調停を選択しているためと思われる。
- ② 去年の調査と比較して自営業者が増加しており、自営業者の倒産の影

響がでていると思われる。

※ 本年49名(17%)、平成9年は25名(11%)

- ③ また、無職・主婦層が増加している。パート・アルバイトと合わせると23%となり、約4名に1名が安定収入のない者である。

※ 県民の経済生活が厳しくなっている反映であると同時に、業者の返済能力を軽視した過剰融資の横行が指摘される。

- ④ 破産申立時の職業では、会社員等や自営業者が激減し、無職者が圧倒的に増えている。職場を失い、営業を閉めざるを得ない状態に陥ったことが分かる。

6、どこから、いくらを借りているか。(第10表~13表)

- ① 平均で11.5社からの借入であるが、多いのは6社から15社までの借入である。この層で71%を占める。 (第10表)

※ 借入件数の多さは、借金目的を「返済のため」とする者が82%もいる事とあわせて考察するべきである。

- ② 借入先のトップはやはりサラ金(消費者金融業者)であり、破産者の98%が利用している。サラ金の平均利用件数は7社強で、平均借入額は258万円となっている。 (第11表)

※ 平均金利が30%と仮定しても、月6万円余の利息となる。

- ③ 銀行利用者(銀行系カード含)が約40%に及んでいる。(第11表)

- ④ 日掛業者を利用している債務者が18%もあり、その平均負債額も26.9万円となっていることは注目される。 (第11表)

- ⑤ 破産時の平均負債額は70.2万円だが、300万円から500万で破綻しているケースが多い。(56.6%) (第13表)

※ 平均負債額は若干減少していることが分かる。

- ⑥ 破産時の平均債権者数と平均債務総額の推移は下記のとおり

破産時の平均債権者数と平均債務総額

平成7年調査 平均12社から718万円の債務

平成8年調査 平均14社から730万円の債務

平成9年調査 平均12社から787万円の債務

平成10年調査 平均12社から702万円の債務

7、何のために借金をしているか（第14表）

- ① 借金の目的は、やはり生活費補填が主であり、複数回答で引き続き80%台となりトップである。
- ② 事業資金も26%に及んでいる。破産前の自営業者が16%しかいないのに同数値を示すのは、家族や親戚縁者が事業資金等の借入れを手伝っていることを示している。
- ③ 保証人や名義貸しも、引き続き重要である。数字的には22%と減少しているが、前述のように「自らの名義で借りて手渡す」ことも多いことを考えると実態は軽視できない。
- ④ 消費財の購入が71名（24%）と高い割合を示している。家計管理の問題と同時に、悪徳商法や債務者を食い物にする買取屋等の横行が指摘できる。

※ この数値は、破産申立にともなう債権者一覧表の統一用紙が定められたことを反映して高くなっている。

- ⑤ 住宅ローン関連の破産が19名（5%）となっている事は注目すべきである。去年から調査したが、去年は15名（7%）であった。借金返済のためのオーバーローン問題や、借金を抱えてしまい住宅ローンが返済困難になっている例は少なくない。

⑥ 借金の目的調査についての推移は下記のとおり

	生活費	保証人等	事業費	ギャンブル
平成6年	47%	18%	32%	10%
平成7年	71%	25%	28%	9%
平成8年	81%	49%	22%	15%
平成9年	86%	38%	28%	3%
平成10年	82%	22%	26%	0%

8、借金生活が何年間続いているか。（第16表）

- ① 借金の期間は、5年以上が約67%を占めており、債務者が初めの借金をしてから相当長期にわたり借入と返済を繰り返していることが分かる。
- ② 一方、最初の借金から3年以内に破産申立てをする者も19%で増加している。

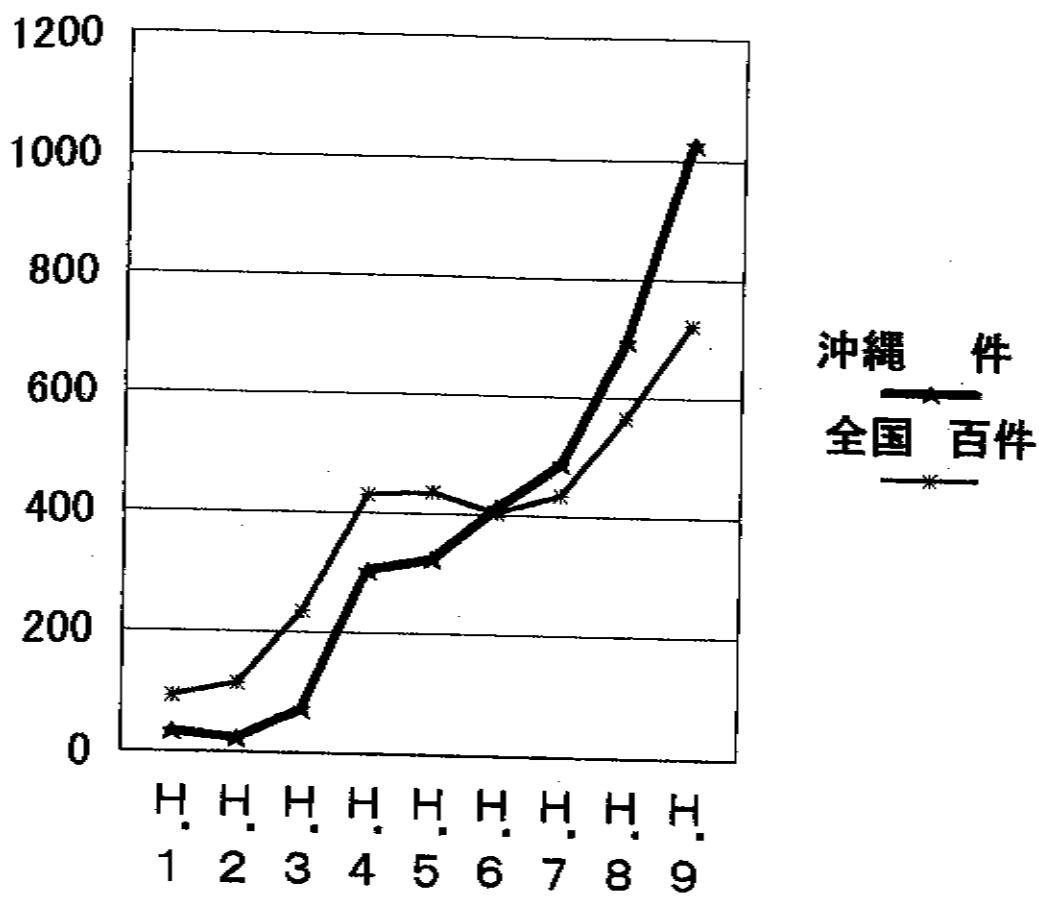
※ 負債総額200万円以下の者が9.5%と併せて考えると、病気や失業等が原因で借金生活に陥り、早い時期に破産手続を求める債務者も増えていることが分かる。家計の返済能力が乏しくなってきたことと、破産制度が知れ渡ってきたことが反映していると思われる。

9、金融業者の厳しい取立てにより、職場を失って失業する者が続出し、家庭生活は崩壊している。（第17、18表）

- ① 自宅や職場への取立てが厳しく、約46%の債務者が家族への取立てにあっている。
- ② 取立てが原因となり、離婚したり別居した家族が62件（21%）にもなっており、家庭生活が根底から破壊されている事がわかる。

- ③ 取立てが原因で退職した者が破産者の39%にもなり、著しく増加している。（平成9年は21%）
- ④ 破産前後での離職経験者に離職理由を調査したところ、133名中倒産が43名（32%）、解雇が11名（8%）となり、不況による倒産やリストラが影響を及ぼしていることが分かる。「退職」については、自己都合退職の趣旨であるが、職場への取立てとの関係で退職を余儀なくされた者が多いと思われる。
- ⑤ 債務者の家族等にも借金苦がひろがり、破産者の家族で破産や調停手続をした者も27%にも及び増加している。

自己破産申立件数



	沖縄	前年比	全国	前年比
H.1	35	112%	9433	98%
H.2	23	65%	11480	122%
H.3	72	313%	23491	204%
H.4	303	420%	43144	183%
H.5	322	106%	43545	101%
H.6	411	127%	40385	92%
H.7	486	118%	43414	107%
H.8	693	145%	56494	130%
H.9	1025	148%	72199	128%

貸金業関係調停事件

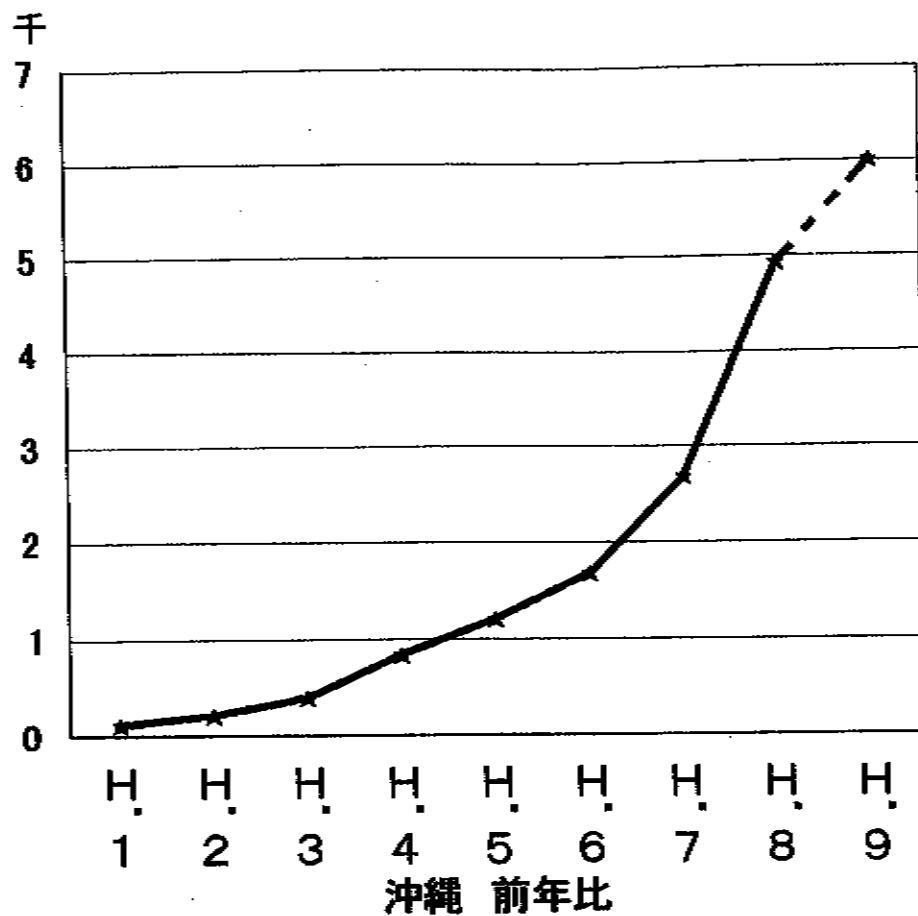


表1

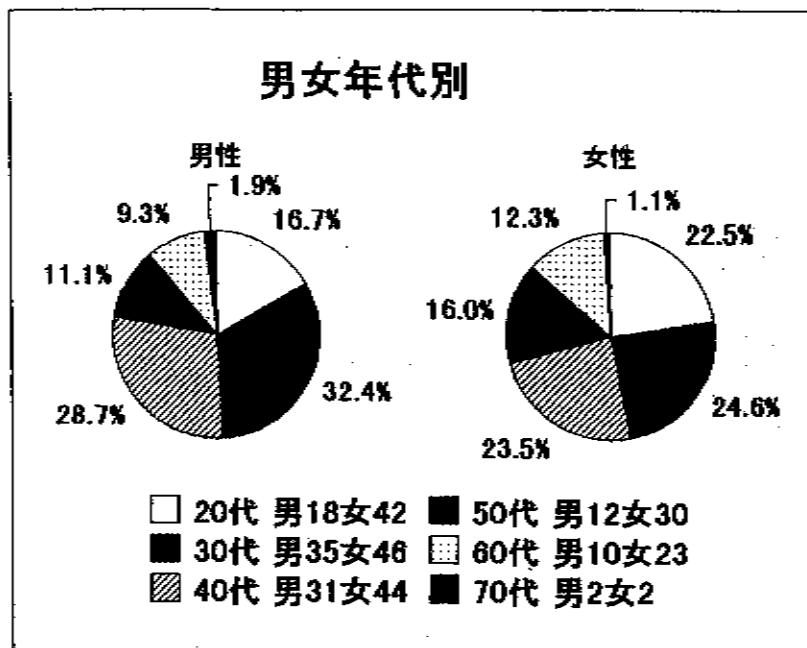
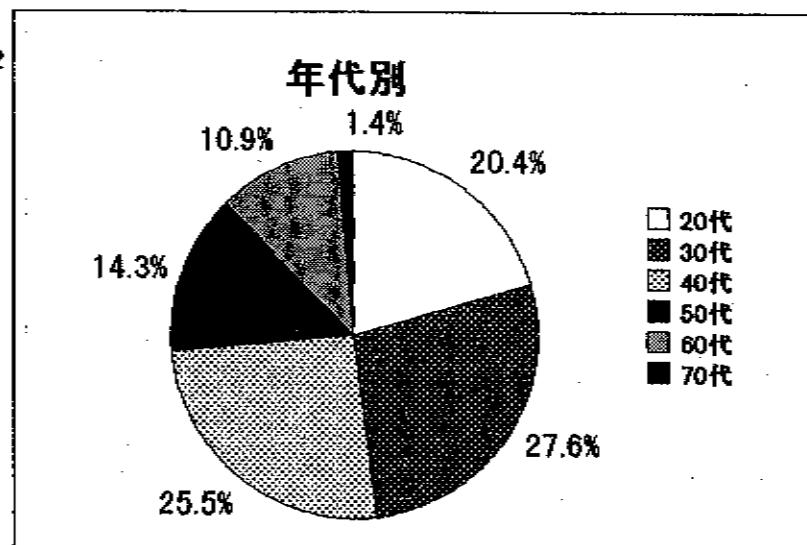
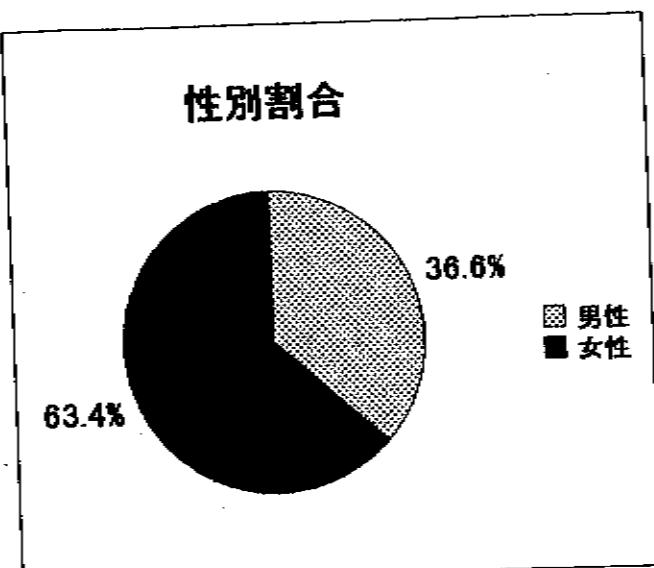


表2



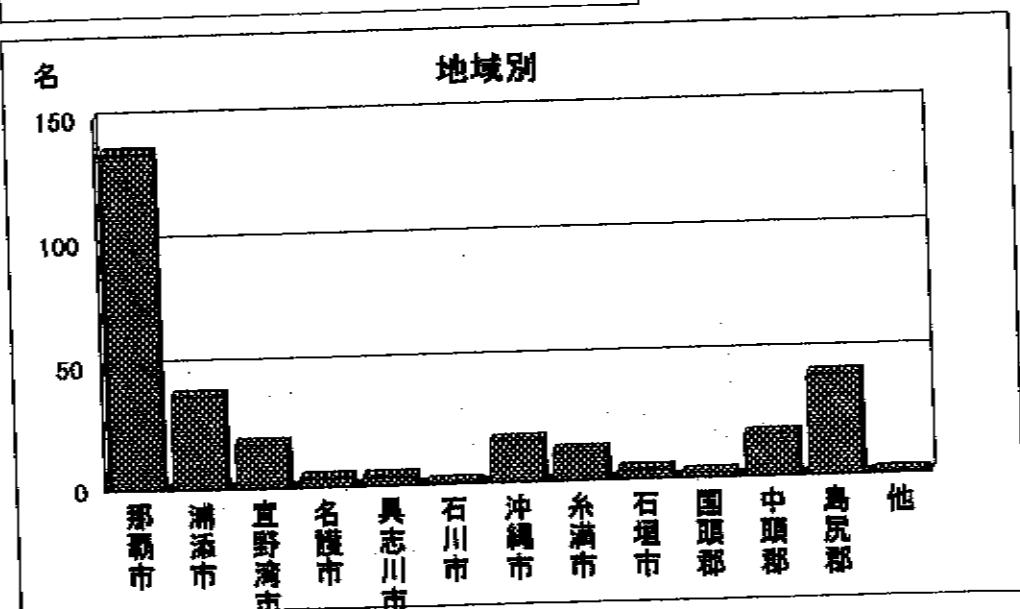
	計	男	女
20代	60	18	42
30代	81	35	46
40代	75	31	44
50代	42	12	30
60代	32	10	23
70代	4	2	2

表3



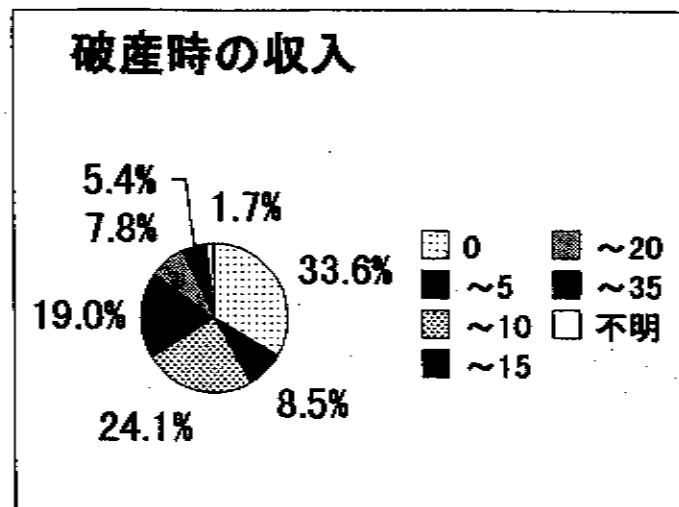
男性 108 名
女性 187 名

表4



那覇市 136名(46.1%)
浦添市 38名(12.9%)
宜野湾市 18名(6.1%)
名護市 4名(1.4%)
具志川市 4名(1.4%)
石川市 1名(0.3%)
沖縄市 17名(5.8%)
糸満市 12名(4.1%)
石垣市 4名(1.4%)
国頭郡 2名(0.7%)
中頭郡 17名(5.8%)
島尻郡 41名(13.9%)
その他 1名(0.3%)

表5



万円
0 99名
~5 25名
~10 71名
~15 56名
~20 23名
~35 16名
不明 5名

月平均収入 7.7万円
家族月平均収入(含本人) 18万円

表6

	破産前	破産時
会社員・店員	98(33.4%)	63(21.3%)
公務員	0	0
自営業	49(16.7%)	16(5.4%)
パート・バイト	26(8.9%)	28(9.5%)
作業員・運転手等	36(12.3%)	27(9.1%)
水商売勤務	20(6.8%)	11(3.7%)
無職・主婦	42(14.3%)	131(44.4%)
その他	24(8.1%)	19(6.4%)

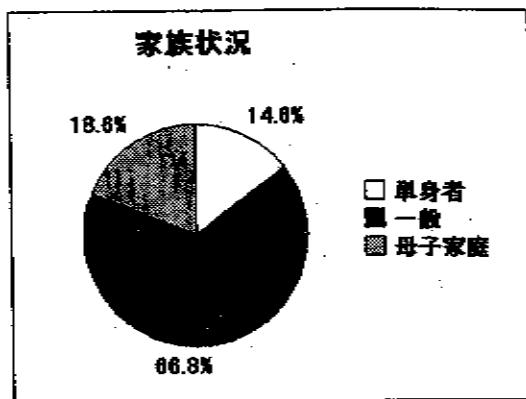
公的扶助

生活保護	17名(5.7%)
児童扶養手当	30名(10.1%)

病人所帯

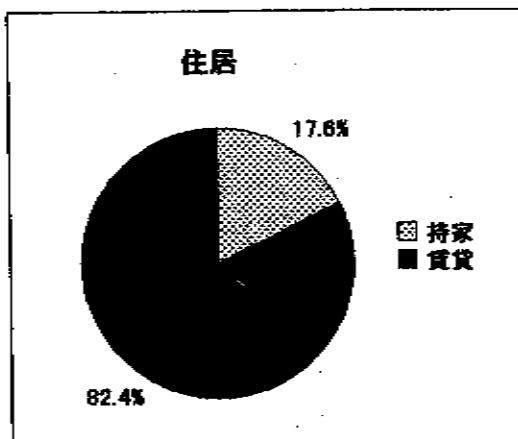
本人病気	87名(29.5%)
家族病気	49名(16.6%)

表7



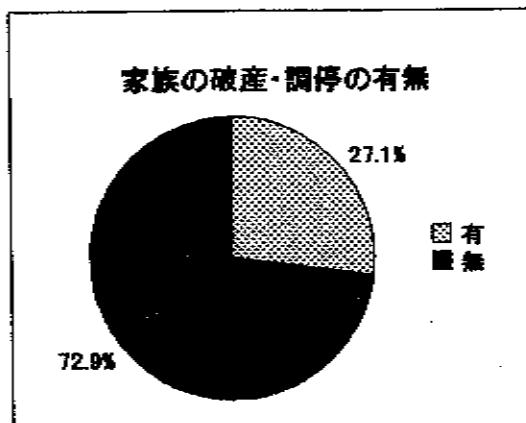
単身者	43名
一般	197名
母子家庭	55名

表8



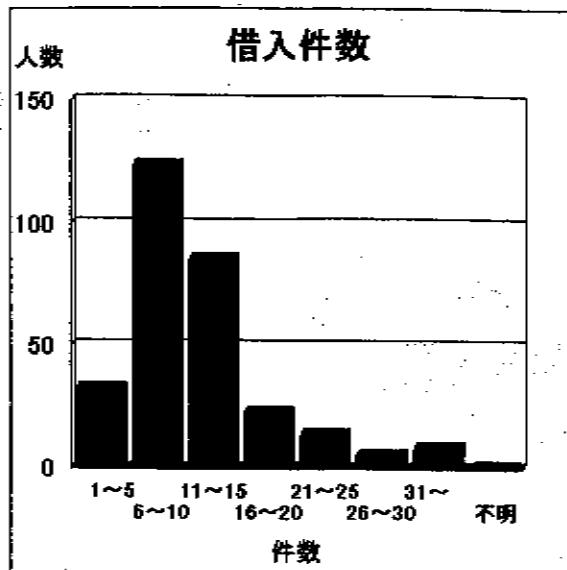
持家	52名
賃貸	243名

表9



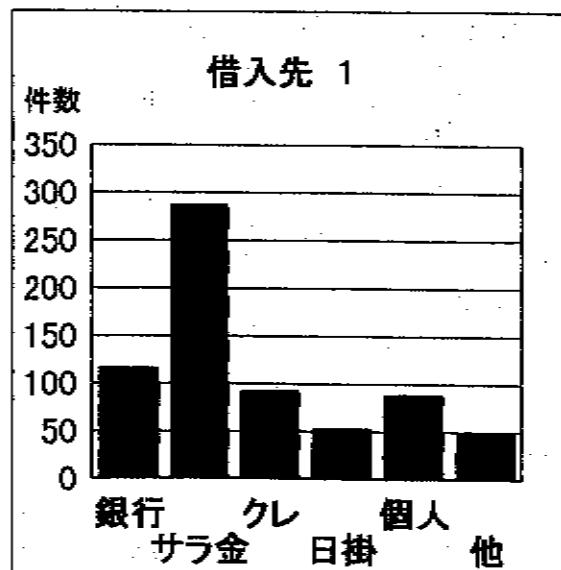
有	80名
無	215名

表10



1~5	33	11.1%
6~10	124	41.9%
11~15	88	29.1%
16~20	23	7.8%
21~25	14	4.7%
26~30	8	2.0%
31~	9	3.0%
不明	1	0.3%
平均	11.5件	

表11



銀行	117名	39.7%
サラ金	288名	87.6%
クレジット	83名	31.5%
日掛	53名	17.9%
個人	89名	30.1%
その他	49名	16.6%
	/295名	

借入先 2 [平均値]

銀行	2.2件
サラ金	7.2件
クレジット	2.4件
日掛	7.8件
個人	3.2件
その他	2.4件
借入先各業者総数	
借入人数	

[平均値]

銀行	393万円
サラ金	258万円
クレジット	97万円
日掛	269万円
個人	396万円
その他	360万円
業者別借入総額	
借入人数	

表12

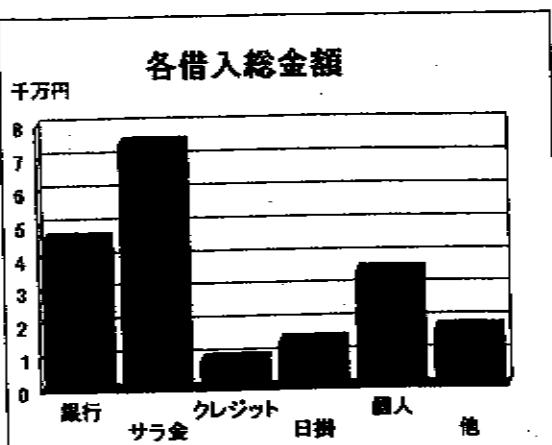


表13

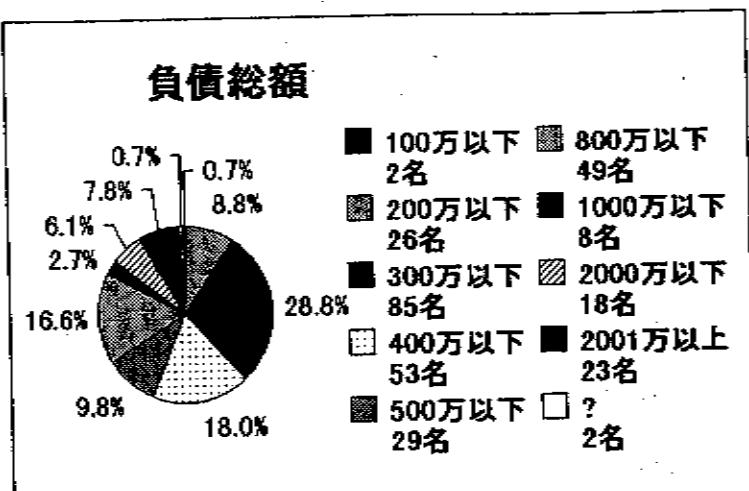


表14

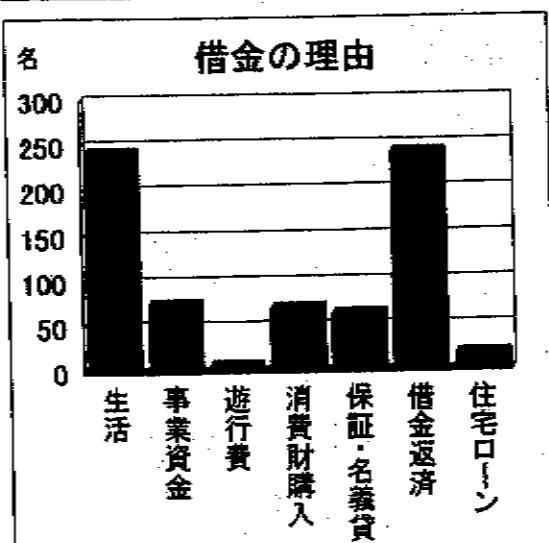
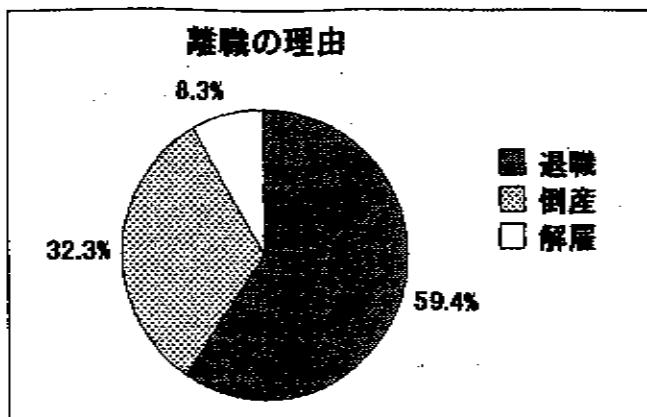


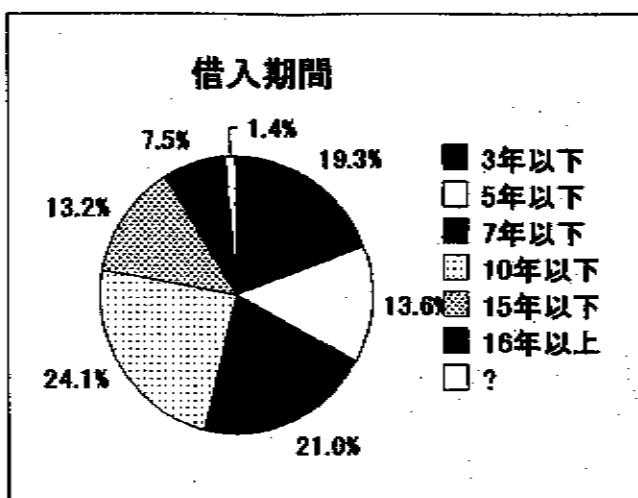
表15



転職理由

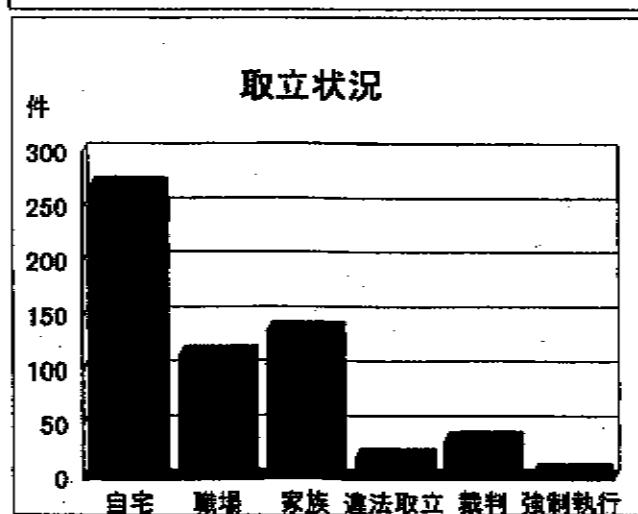
理由	名
退職	79
倒産	43
解雇	11

表16



3年以下	57名
5年以下	40名
7年以下	62名
10年以下	71名
15年以下	39名
16年以上	22名
?	4名

表17

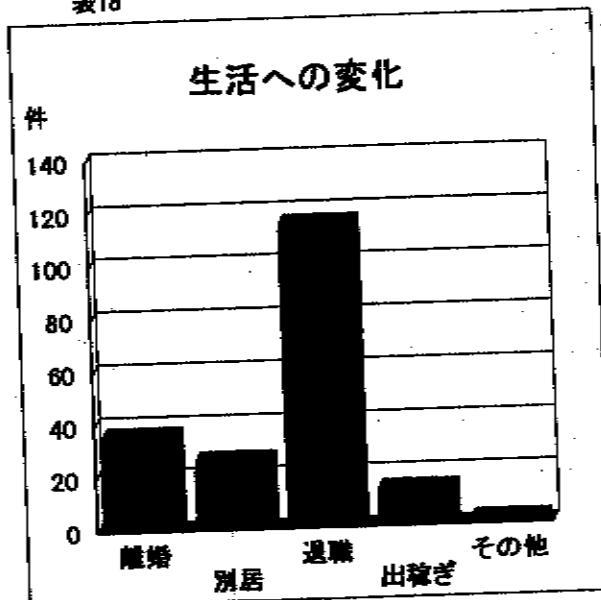


自宅	269
職場	114
家族	137
違法取立	20
裁判	36
強制執行	6

支払督促	タイヘイ・ジャックス等
訴訟	パブリック・ディーエムエル・プロミス・南日本信販等
給与差押	オリエントコーポレーション等

[注]数回あがってきた業者のみ記載。
督促、訴訟等、名の知れた業者はほぼ含まれている。

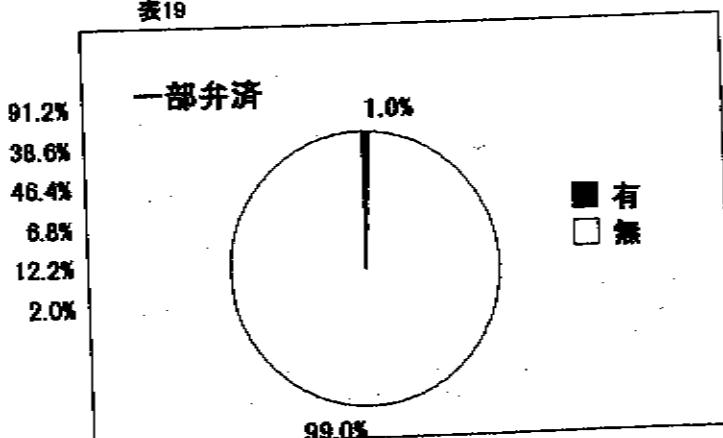
表18



離婚	36	12%
別居	26	9%
退職	115	39%
出稼ぎ	14	5%
その他	2	0.7%

複数回答

表19



參 考 資 料

平成 8 年司法統計十 (人口は総務省統計局推計 単位千人)

県名	人口	自己破産(自然人)			貸金業関係調停			貸金業関係支払命令			貸金・信販簡裁通常訴訟			一人当たり県民所得(千)順位	一万人比貸金業者数	順位	
		件数	1万人比	順位	件数	1万人比	順位	件数	1万人比	順位	件数	1万人比	順位				
北海道	5699	3261	5、7	10	10202	17、9	4	27467	48、2	13	16140	28、3	4	2805	22	2、69	14
青森	1483	684	4、6	20	1476	10、0	12	5536	37、3	25	3106	20、9	12	2467	41	1、89	25
岩手	1420	534	3、8	36	1272	9、0	16	3451	24、3	45	2129	14、9	19	2526	37	1、64	28
宮城	2338	1064	4、6	21	3245	13、9	7	7988	34、2	31	4131	17、6	15	2782	25	1、91	23
秋田	1210	575	4、8	18	476	3、9	35	4443	36、7	26	1587	13、1	23	2590	34	1、06	45
山形	1256	501	4、0	26	1105	8、8	17	3210	25、6	42	1098	8、7	36	2659	31	1、43	35
茨城	2972	880	3、0	27	594	2、0	42	12548	42、2	38	3742	12、5	25	3012	12	1、53	32
栃木	1993	585	2、9	40	1005	5、0	29	5753	28、9	16	1821	9、6	35	3041	10	1、37	37
福島	2136	943	4、4	23	1476	6、9	19	7551	35、4	29	3552	16、6	16	2781	26	1、40	36
埼玉	6809	2544	3、7	35	490	0、7	47	24911	36、6	27	5665	8、3	37	3140	8	0、96	46
千葉	5824	2239	3、8	37	1701	2、9	39	23687	40、7	19	6167	10、5	31	3157	7	1、35	39
東京	11772	5867	5、0	15	7075	6、0	22	60471	51、4	12	35553	30、2	3	4411	1	5、38	2
神奈川	8282	3425	4、1	25	2227	2、7	40	32868	39、7	20	10477	12、6	24	3255	5	1、50	33
新潟	2492	920	3、7	33	788	3、2	32	6224	25、0	44	2500	10、0	33	2890	18	1、08	40
富山	1126	308	2、7	44	590	5、2	28	2445	21、7	47	659	5、8	45	2936	15	1、46	34
石川	1182	151	1、3	47	474	4、0	33	3963	33、5	32	1808	15、2	18	2898	17	2、09	21
福井	829	191	2、3	46	328	4、0	34	1993	24、0	46	497	5、9	44	2775	27	2、01	22
山梨	886	281	3、2	29	335	3、8	37	2287	25、8	41	431	4、8	46	2784	24	2、34	16
長野	2206	512	2、3	45	1165	5、3	27	6074	27、5	40	1734	7、8	39	2994	14	1、21	42
群馬	2011	597	3、0	28	786	3、9	36	6183	30、7	37	2115	10、5	32	3065	9	1、22	41
岐阜	2107	786	3、7	34	388	1、8	44	5924	28、1	39	1374	6、5	43	2819	20	1、20	43
静岡	3749	1475	3、9	38	1705	4、5	30	12510	33、4	38	3013	8、0	38	3216	6	1、60	29
愛知	6897	2289	3、3	30	4355	6、3	21	23964	34、7	30	9916	14、3	20	3550	2	1、33	40
三重	1849	513	2、8	43	756	4、1	31	5805	31、4	35	1292	6、9	42	2934	16	1、87	26
滋賀	1298	377	2、9	41	339	2、6	41	4890	27、7	24	916	7、5	41	3324	3	1、77	27
京都	2631	1102	4、2	24	1061	4、0	32	13521	51、4	11	4156	15、7	17	3039	11	3、30	8
大阪	8804	4372	5、0	16	4664	5、3	26	58704	66、7	4	17531	19、9	13	3268	4	3、65	5
兵庫	5410	1588	2、9	39	999	1、8	43	25429	47、0	14	5343	9、8	34	2732	28	2、18	17
奈良	1439	500	3、5	32	191	1、3	46	5146	35、8	28	700	4、8	47	2593	33	2、57	15
和歌山	1080	506	4、7	19	153	1、4	45	4503	41、7	17	1250.	11、5	29	2439	43	3、42	7

県名	人口	自己破産(自然人)			資金業関係調停			支払命令			資金・信販簡裁通常訴訟			一人当たり県民所得(千)順位	一人万人比	貸金業者数	順位
		件数	1万人比	順位	件数	1万人比	順位	件数	1万人比	順位	件数	1万人比	順位				
鳥取	614	334	5、4	31	762	12、4	9	2322	37、8	23	858	13、9	21	2529	36	1、36	38
島根	770	267	3、5	11	743	9、6	13	2373	30、8	36	885	11、4	30	2315	45	0、79	47
岡山	1953	1049	5、4	13	1253	6、4	20	7604	30、8	22	4740	24、2	7	2791	23	2、70	12
広島	2882	1779	6、2	7	2686	9、3	14	12225	42、4	15	6207	21、5	9	3005	13	1、90	24
山口	1551	895	5、8	9	2561	16、5	5	8300	53、5	10	3333	21、4	10	2720	29	2、13	18
徳島	832	238	2、9	42	459	5、5	24	2113	25、4	43	620	7、4	40	2641	32	2、13	19
香川	1028	458	4、5	22	600	5、8	23	3285	32、0	34	1288	12、5	27	2801	21	1、55	30
愛媛	1505	744	4、9	17	3480	23、1	2	5920	39、3	21	3691	24、5	6	2558	35	3、18	9
高知	815	504	6、2	6	870	10、7	11	3374	41、4	18	1077	13、2	22	2440	42	4、60	3
福岡	4952	3681	7、4	3	10914	22、0	3	39396	79、6	1	19378	39、1	1	2839	19	4、13	4
佐賀	886	563	6、4	5	471	5、3	25	4905	55、4	9	1082	12、2	28	2525	38	1、53	31
長崎	1541	944	6、1	8	1740	11、3	10	9027	58、6	7	3434	22、2	8	2491	40	3、12	10
熊本	1862	1727	9、3	1	1711	9、2	15	13239	71、1	2	5131	27、5	5	2525	38	3、61	6
大分	1230	823	6、7	4	1962	16、0	6	8285	67、4	3	2599	21、1	11	2690	30	2、70	13
宮崎	1177	977	8、3	2	1602	13、6	8	7841	66、6	5	4153	35、2	2	2320	44	2、80	11
鹿児島	1793	960	5、4	14	1307	7、3	18	10462	58、3	8	3490	19、4	14	2305	46	2、12	20
沖縄	1283	693	5、4	12	4922	38、4	1	8422	65、6	6	1615	12、5	26	2118	47	8、04	1
全国	125864	56494	4、5		89464	7、1		558542	44、4		213984件	17、0		3080			

1位	熊本	38位	茨城
2位	宮崎	39位	兵庫
3位	福岡	40位	栃木
4位	大分	41位	滋賀
5位	佐賀	42位	徳島
6位	高知	43位	三重
7位	広島	44位	富山
8位	長崎	45位	長野
9位	山口	46位	福井
10位	北海道	47位	石川

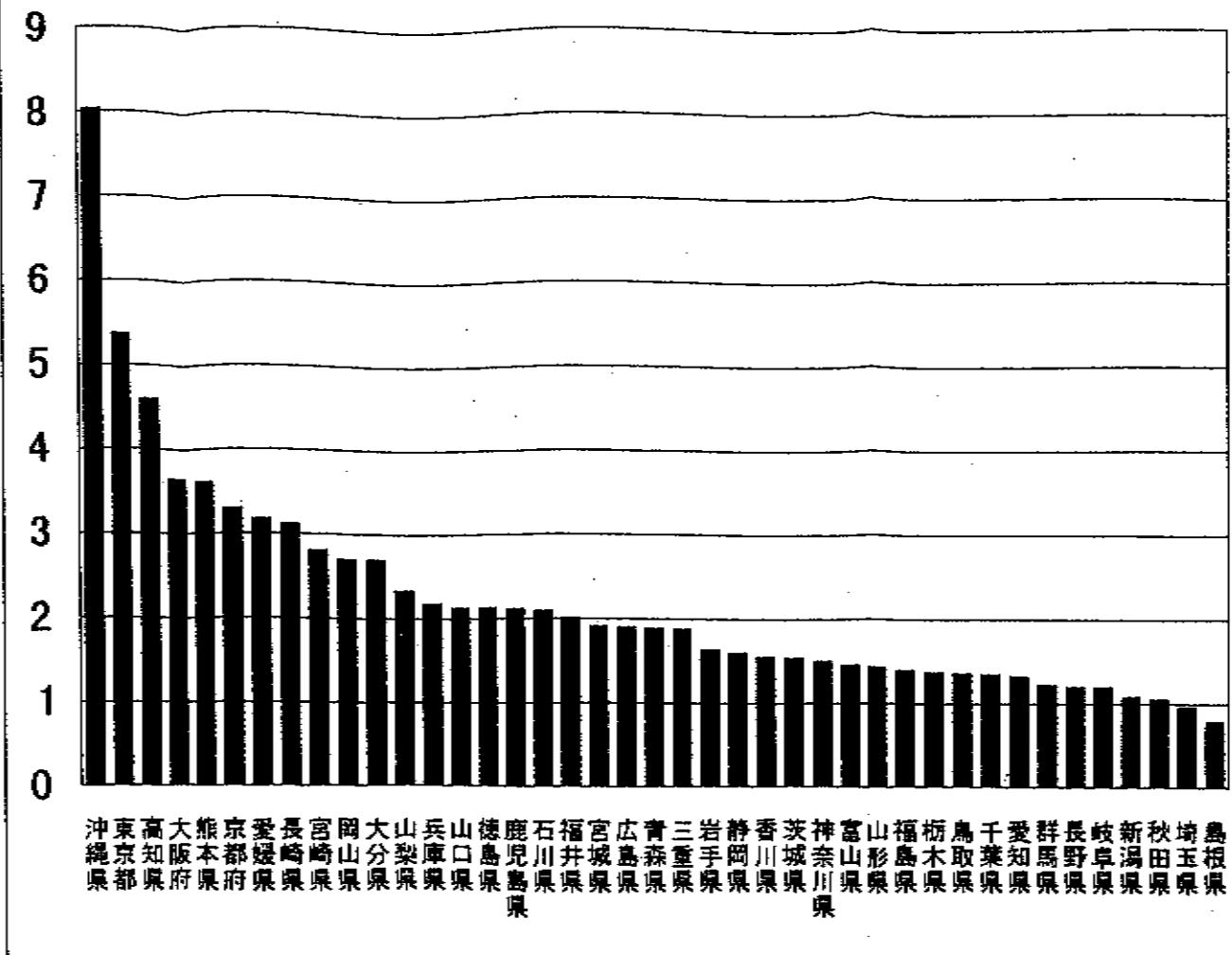
1位	沖縄	38位	新潟
2位	愛媛	39位	千葉
3位	福岡	40位	神奈
4位	北海道	41位	滋賀
5位	山口	42位	茨城
6位	大分	43位	兵庫
7位	宮城	44位	岐阜
8位	宮崎	45位	和歌
9位	鳥取	46位	奈良
10位	長崎	47位	埼玉

注意
貸金業者数は平成8年度調査(日司連)であるが、下記の県は未回答なので平成6年度の調査数を参考にした。

佐賀県、福岡県、奈良県、和歌山県
北海道

	人口	繰り返しの人口	業者数	1万人あたりの業者数
1 沖縄県	1,287,023	1,243.5	1,035	1 8.04
2 東京都	11,542,468	1,859.6	6,207	2 5.38
3 高知県	825,995	2,173.7	390	3 4.60
4 大阪府	8,592,991	2,738.4	3,138	4 3.65
5 熊本県	1,865,373	2,767.6	674	5 3.61
6 京都府	2,551,061	3,033.4	841	6 3.30
7 愛媛県	1,523,471	3,147.7	484	7 3.18
8 長崎県	1,550,220	3,202.9	484	8 3.12
9 宮崎県	1,188,070	3,567.8	333	9 2.80
10 岡山県	1,950,586	3,701.3	527	10 2.70
11 大分県	1,241,164	3,705.0	335	11 2.70
12 山梨県	877,794	4,281.9	205	12 2.34
13 兵庫県	5,422,446	4,595.3	1,180	13 2.18
14 山口県	1,550,419	4,698.2	330	14 2.13
15 徳島県	837,570	4,705.4	178	15 2.13
16 鹿児島県	1,794,951	4,723.6	380	16 2.12
17 石川県	1,171,986	4,783.6	245	17 2.09
18 福井県	826,407	4,978.4	166	18 2.01
19 宮城県	2,311,572	5,241.7	441	19 1.91
20 広島県	2,870,671	5,257.6	546	20 1.90
21 青森県	1,508,702	5,293.7	285	21 1.89
22 三重県	1,843,689	5,344.0	345	22 1.81
23 岩手県	1,430,118	6,111.6	234	23 1.64
24 静岡県	3,734,279	6,265.6	596	24 1.60
25 香川県	1,033,671	6,460.4	160	25 1.55
26 茨城県	2,964,839	6,516.1	455	26 1.53
27 神奈川県	8,172,001	6,649.3	1,229	27 1.50
28 富山県	1,126,841	6,871.0	164	28 1.46
29 山形県	1,254,588	6,969.9	180	29 1.43
30 福島県	2,137,990	7,150.5	299	30 1.40
31 栃木県	1,982,565	7,288.8	272	31 1.37
32 島根県	819,238	7,371.9	84	32 1.36
33 千葉県	5,778,793	7,427.8	778	33 1.35
34 愛知県	6,770,293	7,639.3	898	34 1.33
35 群馬県	2,000,623	8,165.8	245	35 1.22
36 長野県	2,190,307	8,296.6	264	36 1.21
37 岐阜県	2,099,352	8,364.0	251	37 1.20
38 新潟県	2,488,917	9,287.0	268	38 1.08
39 秋田県	1,222,018	9,473.0	129	39 1.06
40 埼玉県	6,718,268	10,383.7	647	40 0.96
41 島根県	772,601	12,665.6	61	41 0.79
42 佐賀県	885,599			佐賀県
43 滋賀県	1,283,341			滋賀県
44 福岡県	4,895,201			福岡県
45 奈良県	1,434,579			奈良県
46 北海道	5,684,842			北海道
47 和歌山県	1,098,682			和歌山県
合計	124,914,373	4813.1	25,953	合計 2.08

1万人あたりの貸金業者数



沖東高大熊京愛長宮岡大山兵山德鹿石福宮広青三岩静香茨神富山福栃鳥千愛群長岐新秋埼
縄京知阪本都媛崎山分梨庫口島兒川井城島森重手岡川城奈山形島木取葉知馬野阜湯田玉根
県都県府県府県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県

	担当部署	人口	人口比	資金業者登録数	(内、日本販賣業者数)	年間の新規登録業者数	年間の登録抹消業者数	年間の立ち入り調査件数	年間の指導件数	平成8年度年間の苦情件数										
										総数	違法取扱	高金利	整理屋	債権買取屋	広告	年金担保	紹介屋	換金屋	未登録業者	その他
北海道		5,684,842																		
青森県	商工政策課	1,508,702	5293.7	285	15	55	54	71	随時	190	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
岩手県	商工労働観光部経営金融課	1,430,118	6111.6	234	10	14	19	76	—	113	33	2	41	0	0	0	0	0	37	
宮城県	経営金融課	2,311,572	5241.7	441	23	50	—	—	—	933	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
秋田県	商工労働部商政課金融担当	1,222,018	9473.0	129	5	12	16	43	10	17	3	0	0	0	0	0	0	0	14	
山形県	商工労働観光部商工政策課	1,254,588	6969.9	180	19	12	13	59	14	14	12	0	0	0	1	0	0	0	1	
福島県	信用組合係	2,137,990	7150.5	299	5	45	4	104	104	148	11	0	0	0	0	0	0	0	137	
茨城県	商工労働部商工制策課	2,964,839	6516.1	455	—	68	117	176	171	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
栃木県		1,982,565	7288.8	272	0	—	—	—	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
群馬県	商工労働部商政課金融指導係	2,000,623	8165.8	245	2	21	51	89	—	52	5	0	22	0	0	0	0	0	25	
埼玉県	労働商工部金融課	6,718,268	10383.7	647	13	75	85	226	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	
千葉県	金融課販賣業係	5,778,793	7427.8	778	40	76	97	—	—	160	87	12	19	0	0	0	0	0	40	
東京都	金融課販賣業係	11,542,468	1859.6	6207	—	850	879	—	343	343	84	38	0	0	0	0	93	0	0	
神奈川県	商工部金融課 信用組合・販賣業検査指導班	8,172,001	6649.3	1229	79	153	248	—	—	54	—	—	—	—	—	—	—	—	128	
新潟県	商工労働部商工振興課金融係	2,488,917	9287.0	268	1	28	0	120	114	15	2	1	0	0	0	0	0	0	12	
富山県	中小企業課金融係	1,126,841	6871.0	164	17	20	17	30	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
石川県	商工労働部経営金融課	1,171,986	4783.6	245	12	26	22	87	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
福井県	経営指導室	826,407	4978.4	166	7	11	12	60	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
山梨県	商工金融課	877,794	4281.9	205	1	14	13	60	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長野県	中小企業課	2,190,307	8296.5	264	9	28	39	63	0	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
岐阜県	商工労働部金融課金融係	2,099,352	8364.0	251	8	11	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	
静岡県	金融課	3,734,279	6265.6	596	21	36	48	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
愛知県	商工部商工金融課販賣業担当	6,770,293	7539.3	898	—	74	66	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
三重県	商工労働部商工金融課金融指導係	1,843,689	5344.0	345	8	40	57	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
滋賀県		1,283,341																		
京都府	商工部消費生活課	2,551,061	3033.4	841	90	112	121	216	80	182	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大阪府	金融課販賣業係	8,592,991	2738.4	3138	190	400	500	800	2000	306	104	78	9	0	0	24	7	6	3	75
兵庫県	商工部金融課	5,422,446	4595.3	1180	131	200	259	394	—	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
奈良県		1,434,579																		
和歌山県		1,098,682																		
鳥取県	経営流通課	619,238	7371.9	84	10	6	13	23	2	4	1	1	0	0	0	0	0	0	2	
島根県	商工労働部経営指導課金融係	772,601	12665.6	61	2	7	17	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
岡山県	商工労働部商工企画課商業金融係	1,950,586	3701.3	527	48	60	66	201	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
広島県	商工金融課	2,870,671	5257.6	546	42	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
山口県	中小企業課金融係	1,550,419	4698.2	330	20	23	0	67	22	22	8	3	0	0	0	4	0	0	7	
徳島県	経営金融課	837,570	4705.4	178	3	14	22	70	6	21	9	7	0	0	1	1	0	0	4	
香川県	商工課	1,033,671	6460.4	160	13	11	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
愛媛県	経済労働部商工課金融係	1,523,471	3147.7	484	27	76	92	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
高知県	商工労働部商工政策課	825,995	2173.7	380	64	53	34	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
福岡県		4,895,201																		
佐賀県		885,599																		
長崎県	商工労働部経営指導課	1,550,220	3202.9	484	79	78	84	158	—	35	19	2	0	0	0	0	0	0	14	
熊本県	商工金融課	1,865,373	2767.5	674	99	96	106	181	146	34	18	2	0	0	0	0	0	0	14	
大分県	中小企業課	1,241,164	3705.0	335	74	39	19	89	25	77	32	8	0	0	0	2	0	1	34	
宮崎県	商工金融課	1,188,070	3567.8	333	68	44	45	150	隨時	60	56	2	0	0	0	0	0	0	0	
鹿児島県	商工労働部中小企業課	1,794,951	4723.5	380	35	28	44	125	隨時	16	9	0	0	0	0	0	0	0	7	
沖縄県	商工労働部経営金融課	1,287,023	1243.5	1035	285	153	149	290	128	333	132	9	0	0	0	0	0	0	192	
合計		124,914,373	4813.1	25953	1575	3120	3453	4068	3174	3175	632	168	91	0	2	29	103	6	9	747

法律の規定

金利に関する規制

1、利息制限法の規定

第1条 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算をした金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。(法定損害金は、各2倍が限度である)

元本が10万円未満の場合	年2割
元本が10万円以上百万円未満の場合	年1割8分
元本が百万円以上の場合	年1割5分

(よって)

- ① 利息制限法超過部分の利息・損害金債務は存在しない。
- ② 制限超過部分の利息として任意に支払ったものでも、債務者の支払った金員は制限内の損害金・利息・元本に充当される。
- ③ 制限超過分の元本充当により計算上元本が支払済みになった後に債務者が支払った金額は、原則として債務者に返還しなければならない。

(①～③は、民事調停委員参考資料から抜粋)

2、出資法の規定

第5条2項 金銭の貸付けを業としておこなう者が、年40、004%をこえる利息の契約をしたり、そのようなり利息を受領した場合は刑罰を科す。(3年以下の懲役)

(特例) 日賦資金業者(日掛業者)は、年利109、5%をこえると刑罰の対象になる。但し、次の要件を充たす必要がある。

- ① 小規模自営業者のみへの貸付
- ② 返済期間を100日以上とする貸付
- ③ 100分の70以上を自ら訪問して集金する方法での貸付

3、貸金業規制法

第43条 債務者が利息として任意に支払った額が、利息制限法の利息をこえる場合でも、次の要件をみたす場合は、（例外的に）有効な利息の弁済とみなす。（みなし弁済規定といいます）

（1）債務者が保証人が利息又は損害金と指定して支払ったこと

※ 受け取った債権者の方で指定しても適用はない

（2）債務者の支払が任意になされたこと

※ 次のような事実があれば任意性がないと判断する場合が多い

① 夜間や勤務先を訪問するなど私生活の平穏を害する取立行為

② 債務者の困窮状態を知りながら心理的な強制を加える

③ 他の業者から借入て返済させる等の不当な回収手段

（3）貸付契約や保証契約の際に、法定の契約書面を渡していること

※ 内容は法律と大蔵省令で決められているのでチェックが必要

（4）弁済を受けたときに貸金業規制法に定められている受取証書を交付していること

※ 口座振込により弁済を受ける場合でも受取証書を交付しなければならない。

（以上の説明は民事調停委員参考資料から抜粋）

過剰貸付けに関する規制

1、貸金業規制法

第13条 顧客または保証人になろうとする者の資力又は信用、借入の状況、返済計画等について調査し、その返済能力をこえると認められる貸付けの契約を締結してはならない。

2、大蔵省通達=蔵銀2602号昭和58年9月30日（ガイドライン）

（1）過剰貸付けの判断基準

当該資金需要者に対する1業者当たりの貸付けの金額について50万円、又は、当該資金需要者の年収額の10%に相当する金額

（2）貸金業者の執るべき処置

- ① 必要とする以上の金額の借入を勧誘したり、借入意欲をそそるような勧誘をしてはならない。
- ② 借入申込書に借入希望額、既往借入額、年収等の項目を顧客自らに記入させることにより、その借入意思の確認をおこなう。
- ③ 信用情報機関を利用して、顧客の借入状況、既往借入額の返済状況等を調査し、その結果を書面に記録する。

広告に関する規制

1、貸金業規制法

第16条 貸付けの利率その他の貸付けの条件について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

2、大蔵省通達=蔵銀2602号昭和58年9月30日（ガイドライン）

- ① 客寄せを目的とした特定商品を主力商品と誤認させる表示
- ② 他店の利用者又は返済能力がないと思われる者を対象とする勧誘
- ③ 無条件、無審査で借入可能との誤解を招くような表示
- ④ 借入やすさといった点を過度に強調したり、実際よりも軽い返済負担であると誤解させたりして、顧客の借入意欲をそそる表示
- ⑤ 社会的に過剰宣伝であると批判を浴びるような過度の広告禁止

取立に関する規制

1、貸金業規制法

第21条 人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穏を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。

2項 相手方から請求があったときは、業者の商号、名称または氏名及びその取立てを行う者の氏名等を明らかにしなければならない。

2、大蔵省通達=蔵銀2602号昭和58年9月30日(ガイドライン)

貸金業者がしてはならない行為

- ① 暴力的な態度をとること
- ② 大声をあげたり、乱暴な言葉を使ったりすること
- ③ 多人数で押しかけること
- ④ 午後9時から午前8時まで、その他不適当な時間帯に、電話で連絡し若しくは電報を送達し又は訪問すること
- ⑤ 反復継続して電話で連絡し、電報を送達し、訪問すること
- ⑥ はり紙や落書き等、債務者の借入の事実、その他プライバシーをあからさまにすること
- ⑦ 勤務先を訪問して、債務者、保証人等を困惑させたり、不利益を被らせたりすること
- ⑧ 他の業者からの借入又はクレジットカードを使用して弁済することを請求すること
- ⑨ 弁護士に委任した旨の通知、又は調停その他の裁判手続をとったことの通知を受けた後に正当な理由なく請求をなすこと
- ⑩ 法律上支払い義務のない者に対し、支払い請求をしたり、必要以上に取立てへの協力を要求をしてはならない。

社 説

この問題は本國司法官士の間から、いわゆる「官員問題」、四年前に判決が下され、相手を連れてきましたが、その司法審査委員会は、金額を七月、非公開審査書を提出するに至りました。

の実態調査を実施したが、二十代から三十代を合わせた申立者が初めて五〇歳を超えた。同年代ではじめ傾向が「注目すべき新たな特徴」の「(1)」として、遺棄・虐待化の要因となるのを示すところ。

申立て女性の母子率は、精神疾患の人、病人を抱える家庭が多いのも特徴で、弱音が一層弱い立場に置かれているのが分かる。精神で苦悶しない。

犯罪状況分析

わが国の犯罪動向は「顕著な変動はない」とおもひ易視に進捗している」と分析していく。本当にそうだのか。そろそろない裏面で犯罪が多発する。

法務省研究所の一九七七年版犯罪白書は、戦後の犯罪状況の推移と犯罪実態の変遷について系統的にまとめている。

統計数字の上から見る限り、犯罪状況は複雑な動向もなく、平穏に推移して

犯罪状況分析に異議あり

本紙では「昨年秋のこと」(著者註)、即ち明治二十九年九月のことである。著者は、この年秋に、東京の書店で、『支那の歴史』(著者註)、即ち『支那の歴史』(著者註)を購入した。著者は、この本を購入したとき、その書の序文に、著者の名前が記載されており、著者の名前は、『支那の歴史』(著者註)である。著者は、この本を購入したとき、その書の序文に、著者の名前が記載されており、著者の名前は、『支那の歴史』(著者註)である。

五年前は、税金がかかる
い風だった。一千円に満たないことを
も、全国の件数（一九九六年度）五万
六千出れば、人口比を算でみると
少なじか見えないものだ。しかし
、想定は壇場器を現れ、意を發揮
しながら運営する。
する人が増えてくる。

本邦の通商銀行を経てアーヴィング。不法、不正を取引する者ははなれども、無人銀行運営ナレボンキヤン・シタス。手続費・運送費をもつたゞき、手書き手帳による手状況をもつて居る。

多重債務に真剣な対策を

機械化の時代に世界がどうなるか。
機械化の問題は經濟的問題である。而して
そのものと並んで、改善を期す
べし。

万人以上は、三社で、(圖)。一、中学生の殺戮事件もあつた。いふ位の高知四・四社を大きく並べ、れども殺戮な犯罪で国民の不安感を増して、かなりの数だ。

するが如きは。だが、實際上起
じた結果は、蘇聯が「米蘇戦
争」を主張するに至った。
九四年から五年にかけての松本、
地下鉄事件といふ一連の小説真理
教事件をはじめ、最近は武器開発や
山口組の暴力団抗争、蛇頭など外國、
人不法入國もある。中学三年の少年
による連続児童殺傷事件は全國的に
衝撃を与えた。
県内では、まだ記憶に新しい女子
凶器殺害が先駆である。

行政が乗り出す時期

急増の多重債務で提言

県司法書士会が講演会

県内で激増している多重債務者問題の対策を探るべく十八日、那覇市の真和志会議場で県司法書士会主催の講演会が開かれた。講師を務めた木村達也弁護士は「問題解決には、行政の関与にいたる多額債務の確認などが不可欠だ」と持論を述べた。多重債務による自己破産が今年一千件を突破する勢いをみて「心配」を反映してか、会場には約二百五十人の関係者が参加。真剣な筆ひじで聴き入っていた。さすが十九日は同会の無糸相談会が開かれていた。

全国クラブ・サラ金

効率化推進の木村弁護士

は大抵で「十年以上にわたる問題に悩んできた」。

その長年の経験から、「近年は全國的にも深刻な状態

が続いている」と要綱を

明らかにした。

多重債務者急増の原因と

その上でも、過りの主張

を主張して

いる行政側

が問題

を批判しながらも「問題

の普及や高金利・高手数料

などが追い打ちをかけてい

る」と語った。

調査を主張して

いた。

司法書士会が先に実施

した調査によると、県内の

多重債務による自己破産

は若年者や離島でも見ら

れ全世代、金融をおじむ

る者の割合が顕著になっ

ている。同会の推計では、

今年だけで五里辺中一世

帯が自己破産とする経済

状況で母子家庭など社会

的弱者の割合が顕著になっ

ている。同会の推計では、

今年だけで五里辺中一世

帯が自己破産とする経済

<p

県司法書士会

自己破産の急増で講演会 背景に無人契約機の拡大

木村
弁護士

「借りやすいやつ」状況を指摘

県内での多重債務による自己破産の申立件数が今年に入り急増していることから、県司法書士会(小

泉勝会長)は十八日、那覇市内で「激増する借金苦からの解決策に向けて」と題した講演会を開催した。

全国クレジット・サラ金十年、務める木村達也弁護士(大阪弁護士会)が、講

演で大手消費者金融業者が設置する無人契約機に言及。業者が借り主の返落能

力や健全な使途なのか調べた旧来の契約に、「借り主が借りに行きにくく、それが過剰融資を抑止していた」と説明。全国に六千台はあるといわれる同機が、「借りやすい」状況を生みだしている、と指摘した。

会場には、実際の債務者ら二百五十人が詰め掛けた。講演は先立ち、県内今

は「本土の大手業者が設置する無人契約機の異常な拡

大がある」と訴えた。

木村弁護士は、自身の相談実績から障害者が年金を担保に借金し、金利をさら

に借金して払い続けている事例や、大手消費者金融業者が高金利で収益を挙げる実態などを紹介した。



「激増する借金苦からの解決策に向けて」と題し県司法書士会が開催した講演会=那覇市の真和志農協ホール

県司法書士会

1億円以上の多重債務者も

借錢金の きっかけ が多い家族、知人の保証人

複数の金融機関から借金を重ね、返せなくなったりた多重債務者を対象とした無料相談会(県司法書士会主催)が十九日、那覇市のゆうな荘と北谷町商工会館で開かれ、電話相談も合わせて約八十件の相談が寄せられた。多い人で一億円以上の借金を抱えているケースもあり、県内の多重債務者の厳しい現実が明らかになつた。司法書士、県、那覇市の消費生活相談室などのスタッフ四十八人が対応。相

訪者の年齢は「十代から五十代までと幅広く、借金のきっかけは①家族、知人の保証人になった②生活費のため」などが多かった。相談者の半分以上は初めて利用した金融機関を「消費者金融」と答えており、無人契約機の普及によってカード利用の手軽な借金が増えている。クレジットカードを一人で十数枚作っている人や、自動契約機など

司法書士会の前原正進副会長は「借金を返すための借金を重ね『自転車操業』していった結果、多重債務者になるケースが多い。どうに相談したらいいか分からぬ」。債務者も多い。調停や訴訟を安くするなどの救済方法も必要」と指摘している。相談会の結果を分析して、今後具体的な対応を検討していくといふ。

火曜日

年代別には四十代の相談者が約三割を占め、続いで三十代が多くた。こうして、た断り盛りの年代は生活苦での借金がほとんどと、職業別で見ると無職、主婦、パートなどの合計が三六・六%になつた。消費者教育に携わり多債務問題を研究している化梨枝子流大助教授は「生活基盤がしっかりしていない人たちがサラ金のターゲットになつて、割、午前八時前、午後九時後」、
いる」と指摘している。「のため借金したかの問題には、「生活費」「借金を返すため」という人がそれなりに半数いた。

に「死後取り立てに遭つた人」が三割から四割いた。保証人でない親やきょうだいに取り立てが及んだ例も三割以上。保証人でない限り、親でも支払い義務はないが、県内では払ってしまう親も多いという。こうした強硬な督促などはすべて大蔵省連絡によって規制され、いたる行爲。また、借金で家族関係の悪化を訴えた人が六割近く、司法鑑定士会では「契約は四分の一、自殺を考えたことのある人は五割に上つた。

守らるべきだ。約束した、行つていいと話していく。
以上支払いをするのが当然の手帳の責任は花城助教授は「借りるとき
然」といふ借り手側の責任は生活費と緊急のための予
と「十分な借用説明なしで備蓄の枠をまず決めた上
貸し出していく」という責
で、自分の収入と支出のバ
し手の責任も指摘するとと
ラムスを考えること。利子
もに「以前は必要なときだ
け借りたが、現在の傾向は
び掛けでいた。

**不当な取り立ても
「自殺を考えた」5割**



県立法政士会が先月開いた懇親会の結果をまとめた多額債務による自己破産者数が増え「非常事態」宣言が出されているが、相談者のアシカントではほとんどの人が不当な取り立てを経験し、中には借金で家

原が崩壊するかと恐しい夢が浮かんでいた。當時正面接戦せざるを得ない状況で、本人による相談が多かつたが、本人の代わりに家族が相談に訪れたのが三割。子供が借金苦で家を出て行方が分からなくなってしまったというケースだ。

多重債務相談が77件

東司法
士會

自己破産

県内 100件突破

昨年 会社倒産で収入失う

多額の借金を抱えて返せなくなり、裁判所に自己破産を申し立てた件数が、昨年県内で初めて一千件を突破した。多重債務問題に取り組んでいた「沖縄クレンケット・セイフ」会社破産をよくする会」がまとめたもので、前年を三百件以上上回り、増加率で一四六%も増えている。島引く不況による会社倒産で、収入が絶たれ複数の金融機関からの借金がある人が増えているといふ「不況型の自己破産」が目立つてしる。

県内の多重債務問題が深刻化したのは「九九」年ごろから。カードローンの普及などで、気軽に借金ができるようになつたことで、複数の金融機関からの支票と借金を重ねるケースが急増。裁判所に自己破産を申し立てる件数が初めて三百件を突

破。九六年には七百件を超えて、年々増加の一途をたどっていた。

同会の事務局長で多重債務に詳しい司法書士の宮里徳男さんは、「建設業や飲食業を営んでいる人が、不況による売り上げ激減で倒産に追い込まれて借金を重ね

ーの支払いが困難になり払えなくなる人も多い」とい

う。自己破産を取り扱う司法書士事務所に駆け込む人も多く、一日七、八人が相談に訪れたといふ。多重債務

自ら破産を取り扱う司法書士会として、これままで以上に充実した相談会を開くなど、問題解決に取り組みたい」と話している。

司法書士会の前原正進副会長は、「自己破産の申し立てが現実に一千件を超えるシグを受けている。企業の

4410件 歴史的記録



消費生活相談が過去最高

県民生活センター（長浜栄子所長）はこのほど、同センターに寄せられた1997年度の消費生活相談の件数を発表した。それによると、相談総件数は4410件に上り、前年度より442件増加して過去最高の件数となつた。最も多いのが昨年と同じく消費者金融と月賦販売の相談。県民企画課では4月から同課内に「販業苦情相談室」を設置しており、専門の相談員2人が相談に応じている。さらに県文化環境部では5月を「消費者月間」と定め、県内各地で講演会や展示会を開催して消費者保護の普及を図っている。

県民生活センターまとめ — 97年度 —

金融への苦情多い、 販売や消費者

本年度の相談件数は、前年度比で10%増加するなど、県民生活センターの相談件数が年々増加の一途を辿っている。これは、県民の消費意識が高まることによるものと見られる。また、相談内容としては、消費者金融や月賦販売に関する相談が最も多く、次いで販業苦情や消費者保護に関する相談が続いている。特に消費者金融の相談件数は、前年度比で約15%増加している。

一方で、消費者保護に関する相談件数は減少傾向にある。これは、県民生活センターが消費者保護に関する啓発活動を行ってきた結果である。また、販業苦情の相談件数も減少傾向にある。これは、販業苦情に対する対応策が強化されたことによるものと見られる。

京、大阪、福岡を中心とし、約二千社に上るこれら借り手の大半は、不況や金融機関の貸し渋りなどで資金繰りに苦しむ個人事業主。

一方で約五〇〇〇の法外な高利で、借金が数カ月で十倍以上に膨れ上がったケースが多く、同協議会は今週中にも、特に懸念な数社を出資法違反（高金利）、

「システム金融」と題された新しい手口のやみ金業による倒産や、個人が各地で相次いでいるのが弁護士のドリームなどが、全国クレジット・カブ等による金融対策協議会」(大阪市)の九月までの調べで分かった。

被害相次ぐシステム金融

貸金業法違反（無登録営業）の疑いで大阪府警に告訴する方針。

同議金をもひシバ
テム金融は、業者に借り手
が電話かファクスだけでや
ル業者側は、ダイレクトメ
ールやファクスで勧説、連み
た。 切

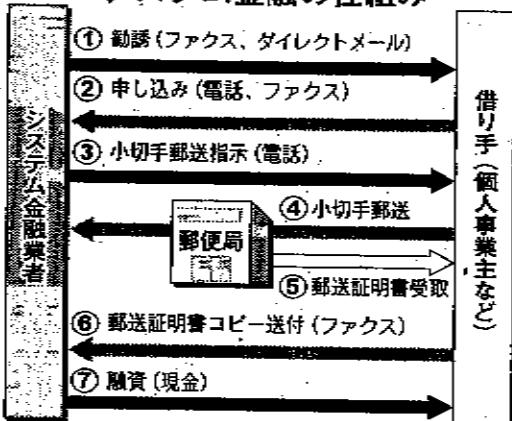
切手の郵送証明書の「FBI」
と同様に譲り受けの仕組み。
別の金融業者の返済期が迫った事業主に顧客のア
クスが送り付けられる。

約を結び、販売促進費として融資、金の貸し借りを隨してある業者もあるといふ。

狙われる個人事業主

200万が1億円に 貸し渋りに
乗じ新手口

「一百万円の借金が一年で一億円にも。資金繰りに困った零細事業主を狙った手口を考案出したと分析」
「いつのれ、軽い気持ちで手出しした揚げ句、借金がねたる。」
「新規のやみ金融システム」破産する被害者が多かった。被害者の多くは「高利金融」が横行していること同協議会は、一九九一年、思い次々に借りてしまつたと話しており、同協議会は、「貸出金利の上限引き下げた」と話し合ひ、同協議会は「額が膨らむ前に弁護士に相談」と呼び掛けた。
全国クレジット・サラ金で消費者金融から借入者によく聞かれる文句と貸し渋りに乗じて新たな問題が九日、明るかになった。
同協議会（大阪市）によると、やみ金業者が、不況による融資の誘う文句と貸し渋りに乗じて新たな問題が九日、明るかになった。



弁護士ら告訴へ

「一百万円の借金が一年で二億円になら、軽く取扱う手口を考え出したと分析」
一億円も一。資金繰りに走った揚げ句、借金がねつてゐる。
困った専業主を狙った「詐み算式」が増え、倒産の日、被書者の多くは「高金利
新手のやみ金融」「システム融資」で破産する被書者が多い。にもかかわらず返済を怠る
金融」が横行している。同協議会は、一九九一年、ついに次々に借りてしまつ
が九年、明るくなつた。の貸出金額の上限引き下げた」と話しておらず、同協議
全国クレジット・サラ金で消費者金融がいいと見えた会は「額が膨らむ前に弁護
問題協議会（大阪市）によしたやみ金業者が、不況士に相談」と呼び掛け
ねじ、即日融資の誘う文句と資金繰りに乗じて新たな
である。

「（中略）近況は日々好んでが自ら、顧客を説きし現れが追わざるを嫌うて、らして懿分に分割して提共するな（業者高士が裏いる」と話している。

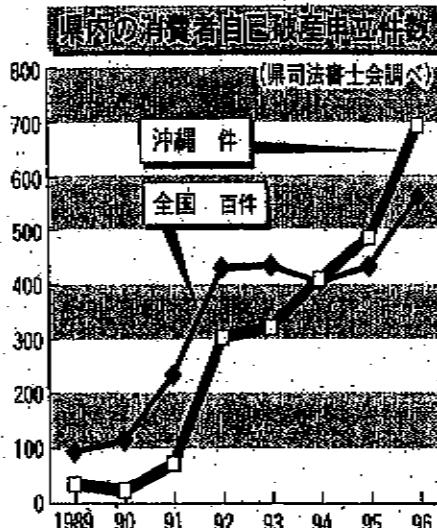
同協議会事務局長の木村達也弁護士（大阪弁護士会）は「やみ金融は不況時に横行するが、今回は繊細業者に対する金融機関の貸

自己破産が激増

少額から借金地獄に
で97年度内突破千件

もたゞ多くなかつた人々が最終的に選挙敗北して自己破産を選擇する傾向が強かつてゐるゝと述べた。

【沿革】一九九七年中の県内の自己破産件数(法人含む)が過去最高の「一千五百件(前年比四百六名増)となり、初めて千件台を突破した」とが、県司法書士会の調査で分かった。さらに那覇地裁に申し立てられた破産件数が今年四月現在で「一百八十八件となり、昨年六月時点の申し立て件数二百十九件と比べ、ハイペースで増加して」ことが明らかに。同地裁沖縄支部でも四月現在「一百二十八件となり、昨年六月時点の百一十九件と比較し、激増している。金控の傾向として、昨年より二ヶ月も早いペースで申し立てが増えており、二年連続して千件台を突破する」とが確実となつた。



「生活費」が最も多く、次いで「借金返済」が次いで多い。借金の理由は「借金返済」が最も多く、次いで「生活費」「保障人・名義貸しによる借金」となっている。

吉田さんは「破産件数は氷山の一角」とした上で、「法律的な相談の受け皿が機能し始め、借金でやうじに陥る借金地獄に陥るケースが多い」と指摘した。

県司法書士会のアンケート調査(複数回答)による

貸金業者数は八・〇一社で全国一位。宮澤さんは大手消費者金融会社の無人契約機の問題を指摘し、「マツコメディアを使った大量書き込みにより、いつでも借り

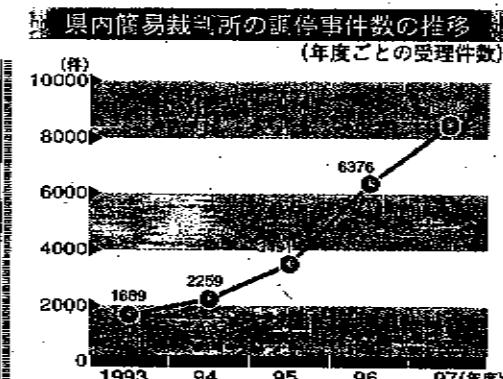
も、簡単に金が借りられるところの雰囲気が若年層にもうれしくなつてはいる。高校生などを対象にした教育など單なる対策が必要」と強調した。

「年連続して千件目」を突破する」とした趣果となつた。

に「借金地獄に陥るアーヴィングが多い」と指摘した。最高司法審議会のアンケート調査(複数回答)によると、冰山の一角とした上で、「法律的な相談の受け付けが機能始め、借金で死んでしまう

琉球新報

H10.5.16



県内の簡易裁判所

県内簡易裁判所の貸し金関係を中心とした民事調停がここ数年急増している。1997年度の調停は過去最多8472件となり、全国的には東京、福岡、大阪、名古屋に次ぐ、第5位にランクされた。多重債務者の自己破産件数が昨年1年で1025件と初めて1000件台を突破。人口比全国1位の貸し金業者の多さも反映し、今後の多重債務による自己破産の予測更に急増が懸念されている。

自己破算予備軍が急増

全国ワースト5 民事調停8472件

「失業率も関係しているのだが、安値に掛りる若い人が増え、比較するようには競争者も増えている」と記者。一人で十件以上の調停を抱えている人も多い」と深刻な多重債務の現状を指摘する。

調査報告書(二千五十五年)第三回
九十一件)びきかくの急増。
九十六年には著しく倍増した
の六十三件七十六件以上とな
った。箇別調査所は、那賀
沖縄、名護、平良、石垣の四
箇所であるが、特に那賀が
伸びを示しているのは新規
と沖縄。今年一月から五百件
未だ那賀(三十六百五十一
件)が前年同期(二千四百四
七十六件)より一千七百六
件増加。沖縄(十四百一件)
も前年同期(七百六十九件)
より一千八百六件の急増と
りを示し、「今年は既に一万
件に迫る勢い」といふわれ
てゐる。

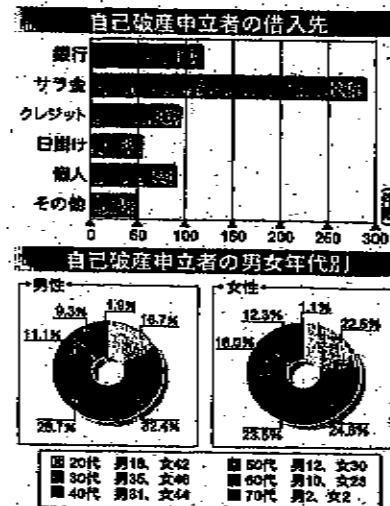
果、県立の實業會が開べた
七年三月の開幕で三十三
社（うち山口桂樹著者三十四
十五社）。人口一万人比
みるより県内は八、〇八
社の實業者がある」
になり、一位の東京（五
三八社）を越えて全國
の優勝度になつてゐる。
興國法學士会の富原總
さんは、「御存は被難を等
前に有効に實業を打ひけ

八五九結
王敗。かなり機知を用ひ
きるケースもあり、一人
懼まず、弁護士「司法審
に相談してほしい」と問
掛けている。

那覇、沖縄市で顯著

琉球新報 '98.7.9

借金苦に青息吐息



無難、アル
休憩所等な
の彼なん頃
ひやうせうら
大き、一葉の大馬が生
葉、収入減などで、楠木
して借金に追われる生活で
暗いじる「アガル」
と振舞。また着物で中

「無人契約機の普及率十
い。そして高齢者層が主
人になつたり、名前を書
かれていたりする事によ
て、お年寄りの心配が減
る条新」でござる。

自己破産申立者が急増

卷之三

「中国の婦人問題」。中国婦人運動は、小説家、詩人、文部省官吏、教育者、政治家等が、その著述を通じて、婦人問題を宣傳する形で、その問題を社会に認知させようとしたものである。その中でも、最も影響力のあるのが、1920年（大正九年）に、上海で開催された「世界婦人運動大會」の報告書である。この報告書は、中國婦人運動の現状と問題点を明確に示し、また、その解決策も示すことで、中國婦人の権利回復運動を大きく進展させた。しかし、この報告書は、中國婦人の権利回復運動を主眼としたものであり、その他の問題については、あまり詳しく扱っていない。また、その報告書は、中國婦人の権利回復運動を主眼としたものであり、その他の問題については、あまり詳しく扱っていない。

四会の司法審査委員会は、この年、士会多重債務相談委員会が設立され、これが発足した年です。この年は、判決が債務者を守らなければならぬ年でもあります。

98年(平成10年)9月30日

五 球 铅 止 漏 塞

全国一になる恐れ

自己破産

県司法書士会調査

今年も農業をめぐる、六月までの新規申請件数を基に予想される年間件数が一千四百件台となり、人口一万人比による全国トータル件数となるのが県司法書士会の調査で分かった。

「平成不況」で中高年者増加

「このままでは全国の破産多発県に」――
一九九四年以降に急増し、県内で社会問題化してくる自己破産。件数は今年も増えをせず、六月までの新規申立数を基に予想される年間件数が

昨年の六月と比較して、四
六%の増加率だった。「八
九、九〇年はそれで三
十五件、二十三件で『金
国でも競選の少ない県』
と書かれていたが、やは
り『全国』の流れを指
す「全国」の意味をもつた
議論をなすことができる。

かうの回答を得た。
この結果、今年前半の大
きな特徴として中高年
者の申し立ての増加が挙
げられてくる。破産前後
の離職経験者は回答者中
百三十三人おり、この内
四一%が倒産や解雇を

われないが損害が原
わざの回収物も數
たれじくねじられ
に今年は一ヶ月に
と予想れどいふ
予備軍」の多量積
載とも着陸を喰
らひ。

因と思
人報告
人のい
料。

調査の若年女性の増加が
顕著になってしかるべきか
金員への広がりも特徴で
なりてくる。数値には表
市民会館、中部・沖縄市
で県内各地で開く。
十月四日(日)午後二時
までの五時、北部・名護
市

10月4日に相談会
県司法書士会は「講演
会と相談会」を次の日程
ある。申し込み問い合わせ
0000(000)-0000。

— 54 —

社説

借りない意志の強さを

借りない意志の強さを

沖縄県計法書士会は昨年十月、沖縄の破産件数が急増し、非常に心配にあることを強調、警鐘を鳴らしたが、その予測は当たって昨年の県内の破産件数は千件の大台を突破、千二十五件に達した。人口一万人比での破産件数でも全国第三位と急増してしまった。急増傾向は今年も続いているが、現在の増加率が昨年同月比で「四六%」のハイペース。このままだと、「四六%」件台に達する事が予想され、全国の破産原凶となる恐れがある。

調査の結果浮き彫りになった点を挙げると、二十世紀、平成不況の影響が色濃く表れ、中小企業の倒産や営業不振、それに伴う雇用などによる家計の柱である中高年者の収入が激減し、結果として借金に逼れる生活に陥っている。それと伴う解雇などにより家計の破たんするケースが中堅層の男性（三十五代）を中心つ。二十世紀は無職、主婦、アルバイト、パートなどの社会的弱者が破たんの傾向が顕著である。

二十世紀は二十代の女性の破産申立者が三三・五%と増加し、同世代男性のが三三・五%と増加し、同世代男性の二倍強にもなっている。その原因は力の名義貸し、悪徳商法による消費財の購入、それに女性の就職難が指摘できる。

ほかにも借金問題が都市部だけでなく、全国各地に拡大している。サラ金業者による過剰融資が横行している。「返済のための借金」で債務のままで多重債務に陥っている。連帯保証や名義貸しで負債を負うケースが多発している。不法、不当な取り立てにより債務者の家庭生活が完全に破壊されているなど深刻な状況が起つている。

借入先はサラ金、銀行、クレジット、個人との順。破産者の九八%がサラ金を利用し、利用件数は七社強で、平均借入額は三百五十八万円。平均金利が三〇%といつても月六万円となるからじかに高利金が分かる。破産時の平均借入額は七百二十万円で、三百万から五百萬円が最も多く。

沖縄的借金の因式といつて、沖縄の美徳と言われる相互扶助の精神が裏目に出ているケース。家族や親類、友人

が破産に至るまでの債務者を支援する
的に負債総額を減らすまでにこな
今回の調査では」の欄回が「十一
性」集中的に出でる。

「われわれは社会」という神
士が社会的職人を欠き、簡単に
人になつたり、名義を通じて自
らある結果につながつて、いわ
うの如きは、いが、他
めに自分をさげる家族も借金抱
き込んではおひどいわね。

県内の貸金業者の多くが回り

、結果多発の要因に繋がる。県内の資金例で、業者千三十五店は全国で五番目に多い代の女、人口一人人比で全国一となるのは、純的風景に保証を取る。金を借りやすくなる環境をつくらなければ、これらの業者達の安易に借りない意志の強さが求められる。

調停は破産に至る前に有効に債務を片付ける手段と言える。調停に付する人のた、これにより債務を圧縮できるケースもあるのしが、一人で悩まず弁護士、司法書士に相談し、最悪の事態となるのを防ぐ策断も必要である。

破産者

1998年(平成10年)10月1日 木曜日

新編 王氏 緯

10月1日は「法の日」です。

司法書士は、あなたの財産・権利の法律手続きアドバイザー

激増する

借金苦から
解決にむかって

講演会と相談会

多額の借入に追われ悩んでの方々、家庭の方々。相談業務や解決実績を担当される方々、皆さんの頭下の多重債務者問題の解決にむけて、ともに考えておきましょう。

■とき 10月4日(日)午後2時～5時

■ところ 北部：名護市民会館

中部：沖縄市農民研修センター

那覇：ゆうな荘

■講演会／借金苦の解決法《2時～3時》

■相談会／司法書士が相談にあたります《3時～5時》

こんな時、ご相談下さい▶

受付電話10月1日のみ
① 667-5401

会場

司法書士無料法律相談

- 那覇市役所本庁1階ロビー
- 南国原中央公民館第1研修室
- 宜野湾市役所
- 浦添市役所
- 中城村役場
- 沖縄市役所本庁1階ロビー
- 嘉手納町役場1階ロビー
- 鹿谷村役場1階ロビー
- 北谷町役場1階ロビー
- 恩吉川市役所
- 石川市役所
- 名護中央公民館 第1研修室
- 平良市立図書館1階
- 平良公民館

■日時／10月1日(木) 午前10時～午後4時

沖縄県司法書士会

発行 沖縄県司法書士会

TEL (098)867-3526

那覇市久茂地2丁目4番18号

発行日 平成10年9月30日